令和９年度版

（2027 年４月～2028 年３月入所申込み用）

ふ　じ　さ　わ
認可保育施設申込ナビ



ふじキュン♡

本冊子には 2026 年９月現在の情報を記載しています。
最新の情報は、市ホームページ等で随時公表しますので
ご確認ください。

【発行元（お問合せ先）】

〒251-8601
藤沢市朝日町１番地の１
藤沢市役所　保育課　入園担当
TEL　0466-50-3526（直通）

受付時間
平日　藤沢市役所の開庁時間に準ずる

※土日祝日は受付を行っておりません
※開庁時間は市ホームページ等でご確認ください

目　次

- ❖ 保育施設のクラス年齢・保育の必要性の認定について … 1
- ❖ 利用者負担額(保育料)の決定方法 … 3
- ❖ 幼児教育・保育の無償化について … 5
- ❖ 利用者負担額(保育料)表 … 6
- ❖ 保育施設の申込から入所までの流れ … 7
- ❖ 利用調整の対象となる保育施設 … 9
- ❖ 認可保育施設利用申込みについて … 10
- ❖ 利用申込みに必要な書類について … 13
- ❖ 藤沢市保育施設入所選考基準 … 17
- ❖ 利用申込みに関する注意事項 … 19
- ❖ 内定後・入所後の注意事項 … 22
- ❖ よくある質問 … 23
- ❖ 保育コンシェルジュについて／二次元コード集 … 24
- ❖ その他の事業・制度について(一時預かり、休日保育、病児・病後児保育等) … 25
- ❖ 認可保育施設マップ … 27
- ❖ 認可保育施設基本情報 … 30
- ❖ 申込書類の記入例 … 36

 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書 … 36
 保育施設利用申込みの児童調査書 … 40
 令和９年度保育施設利用申込受理通知 … 42

保育施設のクラス年齢・保育の必要性の認定について

保育施設を利用するにあたり、住民登録をしている市区町村から必ず「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。さらに、保護者の就労時間などに応じて、「保育の必要量」を決定し、「クラス年齢」に応じて入所調整や実際の保育が行われます。

保育施設のクラス年齢

保育施設のクラスは４月１日時点での年齢で決まります。年度内に児童が誕生日をむかえた場合でも、クラスは変わりません。

令和9年度のクラス年齢(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

0歳児クラス	令和 8年(2026年)4月2日以降生まれの児童
1歳児クラス	令和 7年(2025年)4月2日 ～ 令和 8年(2026年)4月1日生まれの児童
2歳児クラス	令和 6年(2024年)4月2日 ～ 令和 7年(2025年)4月1日生まれの児童
3歳児クラス	令和 5年(2023年)4月2日 ～ 令和 6年(2024年)4月1日生まれの児童
4歳児クラス	令和 4年(2022年)4月2日 ～ 令和 5年(2023年)4月1日生まれの児童
5歳児クラス	令和 3年(2021年)4月2日 ～ 令和 4年(2022年)4月1日生まれの児童

保育の必要性の認定基準

保育施設又は認定こども園(保育利用)を利用する場合には、子どものための教育・保育給付において、保育の必要性の認定(給付認定)を受ける必要があります。年齢により、2号又は３号の認定証が交付されます。

なお、企業主導型(地域枠利用)についても、２号認定・３号認定を受けることが可能です。幼稚園又は私設保育施設(認可外保育施設)等を利用する場合の認定の詳細につきましては、保育課幼児教育(無償化)担当へお問い合わせください。

認 定 区 分	年 齢	利用できる施設・事業
1号認定(教育認定)	3～5歳	幼稚園、認定こども園(教育利用)
2号認定(保育認定)	3～5歳	認可保育施設、認定こども園(保育利用)
3号認定(保育認定)	0～2歳	認可保育施設、認定こども園(保育利用)、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等

保育の必要性が認定されるためには保護者(原則父・母)が次のいずれかに該当する事が必要です。

① 家庭外・家庭内就労
保護者が仕事をするため、その児童の保育ができない場合
就労基準：月 64 時間以上(通勤時間・休憩時間を除いた、雇用契約上の就労時間)の就労

② 妊娠、出産
母親が出産の前後の期間に、その児童の保育ができない場合
出産要件として申込する場合のみ適用
利用期間：出産予定日の前6週目の日が入る月の初日から、出産日の後8週目の日が入る月末まで

③ 保護者の疾病又は障がい
保護者の疾病や負傷、又は精神や身体に障がいにより、その児童の保育ができない場合

④ 親族の介護・看護
長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいるため、保護者が常時その介護・看護にあたっており、その児童の保育ができない場合(①に示す「就労基準」に準じた時間、日数を超えることが認定の条件)（在園または申込み児童本人の介護・看護は対象外）

⑤ 災害復旧に従事
保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に従事するため、その児童の保育ができない場合

⑥ 求職活動
保護者が求職活動中(起業準備を含む)のため、その児童の保育ができない場合
入所後2か月以内に①の就労基準を満たす就労が確認できない場合には、保育施設の利用ができなくなります。

⑦ 就学
保護者が就学(高等学校、大学、大学院、専門学校、職業訓練校等)のため、その児童の保育ができない場合(①に示す「就労基準」に準じた時間、日数を超えることが認定の条件)

⑧ その他
その他市長が必要と認める場合

保育の必要量

保護者の保育の必要性事由(就労時間等)に応じて、保育の必要量が認定されます。認定区分により利用できる最大保育時間が決まります。**ただし、実際の保育時間は、保護者の就労時間等に応じて施設長が決定します。**

1 日の最大保育時間を超える場合は延長保育となります。また利用できる保育時間は保育施設の預かり時間内です。

■ 保育標準時間認定

月の就労(就学)時間 120 時間以上が対象。1日最大 11 時間保育(7:00～18:00)

■ 保育短時間認定

月の就労(就学)時間 64 時間以上 120 時間未満が対象。1 日最大 8 時間保育

藤沢市内の保育短時間認定の保育時間は8:30～16:30となります。

※就労(就学)時間とは、休憩時間・通勤(通学)時間を除いた雇用契約上の就労時間(カリキュラム上の就学時間)を指します。
※就労・就学以外の要件での利用についても、必要時間に応じて認定を行います。

また、次のような場合は、**例外として保育標準時間認定**となります。

(例1)月の就労時間が120時間未満だが、実働時間が恒常的に13時から18時までである(シフト勤務を含む)
→保育短時間認定になると常に延長(時間外)保育を利用しなければならないため、保育標準時間認定となります。
(例2)月の就労時間が120時間未満だが、通勤時間等により保育ができない時間が 8 時間以上ある。
→保育短時間認定になると常に延長(時間外)保育を利用しなければならないため、保育標準時間認定となります。

延長(時間外)保育

上記の標準時間・短時間の保育時間を超過しての保育を延長保育(特別延長保育・時間外保育)といいます。延長保育を利用する場合は、通常の保育料とは別に延長保育料をお支払いいただきます。

公立保育施設の延長保育料については次の表のとおりですが、**その他の保育施設(法人立保育園・小規模保育事業・家庭的保育事業・認定こども園)の金額については施設ごとに異なります**ので、保育施設へお問い合わせください。

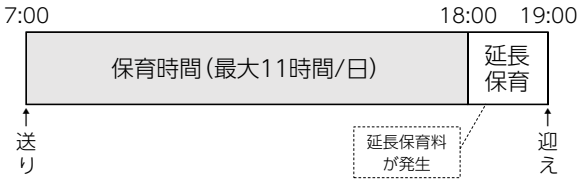
《公立保育園の場合》 保育料の階層(P6)により、金額が異なります。

	標準時間	短時間
延長保育の対象時間	18:00～19:00	7:00～8:30、16:30～18:00
延長保育料	A～B階層:0 円、C1～C3階層:1,000 円 C4～C7階層:2,000 円、C8～C9階層:3,000 円 C10階層以上:4,000 円	A～B階層:0 円、C1～C3階層:100 円 C4～C7階層:200 円、C8～C9階層:300 円 C10階層以上:400 円

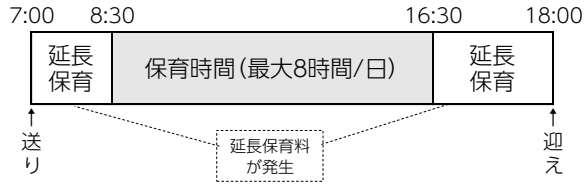
※公立保育園以外(法人立保育園・小規模保育事業・家庭的保育事業・認定こども園)については、保育施設へ直接お問い合わせください。

■保育時間・延長保育の考え方の例

◎ Aさん(標準時間保育認定)の例



◎ Bさん(短時間保育認定)の例



利用者負担額（保育料）の決定方法

注意事項

◎保育料については、内定後、世帯構成や課税金額等を調査した上で算定し、入所月前月末付で保護者宛に保育料を決定・通知します。そのため、申込中や内定中など、**入所前に保育料の金額についてお問い合わせをいただいても、お答えすることはできません。**おおよその保育料を把握したい場合は、ご自身で課税金額などをお調べの上、Ｐ６に掲載の表を基にご確認いただきますようお願いいたします。

◎下記は２０２６年９月時点で施行中の制度です。入所時点で、制度が変更されている可能性がありますので、ご了承ください。

基本事項

保育料は、児童の父母（又は祖父母）を算定対象とし、市区町村民税の所得割額の合算金額をもとに、P6の表に基づいて決定します。また、保育料は、保育に関する費用を一部ご負担いただいているものであり、各月の保育利用日数によらず、月額での徴収となります。

なお、標準時間・短時間保育認定の保育時間を超過しての保育を希望する場合は、延長保育となります。（別途、延長保育料がかかります。）**延長保育料は無償化の対象となりません。**金額も施設により異なりますのでご注意ください。（公立についてはP2のとおり）

０歳児～２歳児クラス

■決定方法・決定時期

保育料は父母にかかる市区町村民税の所得割額の合算で決定します。また、**父母ともに非課税の場合は、同居している祖父母を算定対象者として保育料額を決定します。**算定対象者が全員非課税の場合、保育料は無償です。

利用者負担（保育料）の決定時期は4月と9月の2回です。

●2027年4月～2027年8月分 …令和8年度（2025年収入分）の市区町村民税額で算定

●2027年9月～2028年3月分 …令和9年度（2026年収入分）の市区町村民税額で算定

各月1日時点の保育必要量（標準時間又は短時間）で保育料が決定します。

なお、税額に変更があった場合は、変更後の課税（非課税）証明書をご提出ください。提出がない場合は、遡及適用ができない場合があります。また、遡及適用は年度内に限ります。

《算定の対象の期間中に海外勤務等によって日本での課税がない方》

就労先の証明もしくは申告に基づき、年間所得を算出して市民税の所得割額の類推算定を行います（対象期間中の海外収入又は所得の分かる資料を日本語訳付きでご提出いただきます）。

《課税情報がない方（未申告の方）》

未申告の場合（年末調整・確定申告・市民税申告等をしておらず、かつ扶養に入っていない場合）は市民税申告が必要です。決定時期に課税情報が不明な場合は、保育料が最高階層で算定されることがありますので、必ず課税情報をご確認ください。

■控除の取り扱いについて

市区町村民税は、配当控除・外国税控除・住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除等を適用せずに算定します。

■第２子以降の算定について

保育料の算定においては、原則、同一生計のきょうだいについて利用している施設や年齢に限らず「第1子」、「第2子」、「第3子以降」として数えます。（令和7年4月分の保育料から適用）。

世帯の状況	第2子以降の算定対象
すべての世帯	原則、同一生計であれば、利用している施設や年齢に限らず「第１子」、「第２子」、「第３子以降」として数える。（令和7年4月分の保育料から適用） 第1子：満額　第2子：半額　第3子以降：0円

３歳児～５歳児クラス

保育料は無償です。無償の期間は、3歳児クラスになった4月1日から小学校入学前までの間です。詳細はP5をご確認ください。
なお、決定時期は保育料と同様です。

■給食食材料費について
給食食材料費(主食費・副食費)については、**無償化の対象とはなりません。**施設ごとに設定した金額を、利用施設へお支払いください。

■副食費の免除
副食費に限り、市区町村民税の所得割額の合算が、父母共働き等にあっては 57,700 円未満の世帯、ひとり親世帯・障がい者世帯等にあっては 77,101 円未満の世帯については、免除の対象となります。また、所得等にかかわらず、国の基準で第３子(きょうだいの施設利用要件・年齢要件有)に数えられる児童についても免除の対象となります(申込児童のきょうだいが認可保育施設以外を利用している場合は、保育証明書を必ずご提出ください)。

保育料のきょうだいの考え方の例

パターン①(同一生計内に未就学児童以外のきょうだいがいる場合)

保護者	子ども①	子ども②	子ども③
すべての世帯	中学生	認可保育施設　2歳児クラス **➡第2子として計算(半額徴収)**	認可保育施設　1歳児クラス **➡第3子として計算(無償)**

パターン②(同一生計内に別居のきょうだいがいる場合)

保護者	子ども①	子ども②	子ども③
すべての世帯	別居の大学生※1 同一生計であることがわかる書類の提出が必要	認可保育施設　5歳児クラス **➡第2子として計算(半額徴収)だが、5歳児クラスは無償化対象のため０円**	認可保育施設　2歳児クラス **➡第3子として計算(無償)**

パターン③(同一生計外に別居のきょうだいがいる場合)

保護者	子ども①	子ども②	子ども③
すべての世帯	別居の社会人 (別生計)	認可保育施設　2歳児クラス **➡第1子として計算**	認可保育施設　1歳児クラス **➡第2子として計算(半額徴収)**

※上記に加え、給食食材料費や延長保育料などは別途かかります。
※1について、住民票が別であっても、同一生計であることが確認できれば、第1子となります(別途申請が必要です)。

支払い方法

保育料は原則口座振替でのお支払いになります。振替日は毎月末日です(振替日が土日祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります)。
内定後速やかに口座登録のご準備をお願いいたします。口座登録のない方につきましては、毎月納付書を郵送いたしますので、期限までにお支払いください。

次の料金は、保育施設で指定された方法でのお支払いとなりますので、入所時に保育施設にご確認ください。
・法人立保育施設の延長保育料
・法人立保育施設又は認定こども園の３歳クラス以上の給食食材料費
・小規模保育事業、家庭的保育事業の保育料(金額は市が算定します)
・その他諸経費(教材費、バス利用料など)



金融機関で保育料の口座登録をすることと、保育施設で諸経費の口座登録をすることは全く別のお手続きですので、ご注意ください。

滞納について

保育料に滞納がある場合、督促状や催告書を送付いたします。その後も納付が確認できない場合には、電話や訪問による納付指導を行うほか、給与や預貯金等の資産調査、財産の差し押さえ等の滞納処分を行います。なお、納期限を過ぎて納付された場合は、延滞金が発生する場合があります。
また、**滞納のある児童の転園申請や、そのきょうだいの入所申込みについては、審査の際、P17～18の入所選考基準のとおり減点を行います。**保育施設の健全な運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育･保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世帯を応援し、経済的な負担軽減を図るために、令和元年 10 月に開始されたものです。

対象者

幼稚園、認可保育施設、私設保育施設(認可外保育施設)等を利用する次の子どもが対象です。
･3歳から5歳までのすべての子ども(4 月 1 日時点の年齢)
･0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども(4 月 1 日時点の年齢)

無償化の対象範囲

無償化の対象経費は教育･保育に係る費用(保育料)のみで、次の費用は対象となりません。
･日用品や文房具等の購入、行事への参加に係る費用
･給食食材料費
･延長(時間外)保育料

また、子どもが主として利用する施設と保護者の就労状況等(保育の必要性の有無)により、無償化の対象範囲が決定されます。

主として利用する施設		保育の必要性(1 ページ参照)	
		無	有
幼稚園	幼稚園（施設型給付・新制度移行） 認定こども園（教育）	**無 償** ※預かり保育は対象外	**無 償** ※預かり保育は、日額 **490** 円×利用日数(月額 **12,300** 円※2)を上限に無償化
	幼稚園（私学助成･新制度未移行）	**無 償** ※月額**28,000**円を超える分は支払いが必要 ※預かり保育は対象外	**無 償** ※月額 **28,000** 円を超える分は支払いが必要 ※預かり保育は、日額 **490** 円×利用日数(月額 **12,300** 円※2)を上限に無償化
認可保育施設	認可保育施設 認定こども園（保育） 小規模･家庭的保育事業		**無 償**
私設(認可外)保育施設等	藤沢型認定保育施設 幼児教育施設 その他届出保育施設等※1	〈利用しても無償化の対象外〉	**月額 40,300 円※2を上限に無償** ※他の私設保育施設等との併用が可能
	企業主導型保育事業		**無 償** ※国が定める利用者負担相当額を超える分は支払いが必要

※1 「その他届出保育施設等」とは、他の類型のいずれにも属さない私設保育施設(認可外保育施設)のほか、一時預かり事業やファミリー･サポート･センター事業等をいう。
※2 無償化上限額(**12,300** 円又は **40,300** 円)は3歳から5歳までの児童の場合。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額から **5,400** 円を加えた額(**17,700** 円又は **45,700** 円)までが無償化の対象となる。

利　用　者　負　担　額　（　保　育　料　）　表

（単位：円／月）

区分			階層	3号認定（2歳児クラス以下） 認定こども園（保育所部分）、認可保育所、小規模保育事業 第1子 標準時間	第1子 短時間	第2子 標準時間	第2子 短時間	3号認定（2歳児クラス以下） 家庭的保育事業 第1子 標準時間	第1子 短時間	第2子 標準時間	第2子 短時間	2号認定（3歳児クラス以上） 認定こども園（保育所部分）、認可保育所 第1子 標準時間	第1子 短時間	第2子 標準時間	第2子 短時間
生活保護世帯			A	0	0	0	0	0	0	0	0	※無償化対象のため、保育料はかかりません。			
市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等		B1	0	0	0	0	0	0	0	0				
	その他の世帯		B2	0	0	0	0	0	0	0	0				
所得割非課税世帯	ひとり親世帯等		C1	3,000	2,900	0	0	2,100	2,100	0	0				
	その他の世帯			6,000	5,900	3,000	2,900	4,300	4,300	2,100	2,100				
市町村民税所得割課税世帯	1 円以上 24,300 円未満	ひとり親世帯等	C2	3,500	3,400	0	0	2,500	2,500	0	0				
		その他の世帯		7,000	6,900	3,500	3,400	5,000	5,000	2,500	2,500				
	24,300 円以上 48,600 円未満	ひとり親世帯等	C3	4,200	4,100	0	0	3,100	3,000	0	0				
		その他の世帯		8,300	8,200	4,200	4,100	6,100	6,000	3,100	3,000				
	48,600 円以上 57,700 円未満	ひとり親世帯等	C4	5,600	5,400	0	0	4,000	4,000	0	0				
		その他の世帯		11,200	11,000	5,600	5,400	8,200	8,100	4,000	4,000				
	57,700 円以上 60,700 円未満	ひとり親世帯等		5,600	5,400	0	0	4,000	4,000	0	0				
		その他の世帯		11,200	11,000	5,600	5,400	8,200	8,100	4,000	4,000				
	60,700 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	C5	8,000	7,900	0	0	5,900	5,800	0	0				
		その他の世帯		16,000	15,700	8,000	7,900	11,800	11,600	5,900	5,800				
	77,101 円以上 78,900 円未満			16,000	15,700	8,000	7,900	11,800	11,600	5,900	5,800				
	78,900 円以上 97,000 円未満		C6	20,100	19,800	10,100	9,900	14,800	14,600	7,400	7,300				
	97,000 円以上 123,000 円未満		C7	25,400	25,000	12,700	12,500	18,700	18,400	9,400	9,200				
	123,000 円以上 148,200 円未満		C8	33,100	32,500	16,600	16,300	24,400	24,000	12,200	12,000				
	148,200 円以上 169,000 円未満		C9	39,500	38,800	19,800	19,400	29,100	28,700	14,600	14,400				
	169,000 円以上 196,000 円未満		C10	43,800	43,100	21,900	21,600	32,300	31,800	16,200	15,900				
	196,000 円以上 224,000 円未満		C11	46,400	45,600	23,200	22,800	34,200	33,700	17,100	16,900				
	224,000 円以上 249,000 円未満		C12	49,100	48,300	24,600	24,200	36,300	35,700	18,200	17,900				
	249,000 円以上 264,000 円未満		C13	52,600	51,700	26,300	25,900	38,800	38,200	19,400	19,100				
	264,000 円以上 301,000 円未満		C14	56,300	55,300	28,200	27,700	41,600	40,900	20,800	20,500				
	301,000 円以上 351,000 円未満		C15	60,200	59,200	30,100	29,600	44,400	43,700	22,200	21,900				
	351,000 円以上 397,000 円未満		C16	62,600	61,500	31,300	30,800	46,200	45,500	23,100	22,800				
	397,000 円以上 465,000 円未満		C17	66,000	64,900	33,000	32,500	48,800	48,000	24,400	24,000				
	465,000円以上		C18	69,500	68,300	34,800	34,200	51,300	50,500	25,700	25,300				

※上記は現時点で保育施設を利用している方の保育料額です。条例等の改正により、新年度では予告なく変更となる場合があります。

保育施設の申込みから入所までの流れ

①希望園の決定・見学

受入月齢や保育時間、所在地などをご確認の上、希望園を決めていただきます。藤沢市では、見学をしていない保育施設もお申込みは可能ですが、転入予定の方であっても、**事前見学を推奨します。立地や外観だけでなく、保護者の方のご意向や、お子様の発育状況・普段の生活の様子に合った保育施設をお選びください。**なお、**次の方は必ず保育施設へ直接ご相談・ご連絡をお願いいたします。**

①家庭的保育事業をご希望の方（見学がお済みでない場合は審査対象外となります）
②児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方
（児童の状況や保育施設の状況によっては、児童の安全な保育体制が整わないため入所を見送る場合があります）

注意

内定後や入所後に、**「イメージしていた保育園とは違った・・・」**と感じ、内定辞退やすぐに退園（転園）を検討する方が毎年多くいらっしゃいます・・・。

園の魅力や特色はさまざま！**P24の二次元コード⑥「認可保育施設一覧」のページ内「各保育施設の概要一覧」から、おむつや駐車場、園庭などの情報**をご覧いただけます。



②申込書類の用意

P13～14に記載の必要書類をご用意ください。
提出前に必ず、別紙の申込書類チェックリストをご確認ください。**書類の不足や未記入箇所がある場合は審査上不利な扱いとなることがあります（詳細はP16）。**場合によっては審査対象外となることがありますので、十分ご確認ください。

③申込書類の提出

P10～P12に記載のとおり、期限内に所定の方法でお申込みください。
※不足や再提出がある場合は、不足書類や再提出書類と**「再提出票」**を締切日までにご提出ください。
※いずれの申込方法においても、**締切日必着**です。郵送で提出する場合は日程に余裕を持って発送してください。

④認定審査・利用調整

締切日時点でご提出いただいた書類をもとに、P17～P18の基準に従って利用調整を行い、内定者を決定します。
また、保育の必要性の認定基準を満たしているか等についても審査します。(認定基準に満たない場合には不認定通知書を通知します)
なお、締切日を過ぎて提出があったものについては、翌月以降の審査に反映となりますのでご了承ください。



基準日（締切日）時点で書類不足があった場合の審査での取り扱いについては、P16をご確認ください。

⑤結果通知

4月入所申込み以外については、入所希望月の前月中旬に発送します。**初めてお申込みいただいた月の審査については、内定／入所保留に関わらず全員に結果を通知いたします。次回以降の審査については、内定の方のみに結果を通知**しますので、各月の入所保留通知の発行をご希望の方は、**希望する月の前月16日以降に保育課へご連絡ください。**
また、市外在住の方につきましては、住民登録地の市区町村を経由して結果を通知しますので、到着までには日数を要します。お急ぎで結果を知りたい方は、藤沢市保育課へお問い合わせください。

内定

⑥内定した場合

《面談》
保育施設に連絡し、面談を行ってください。
保育の利用時間やならし保育など、入所後について気になる点がありましたら、面談にて保育施設へご確認ください。また、面談当日は、**必ずお子様同伴でのご対応をお願いいたします**。
なお、面談の結果、お子様のアレルギーや持病・障がい等の状況により、保育施設の人員体制等から、お子様を安全に保育することができないと判断される場合は、入所見送りとなることがありますので、ご承知おきください。

《口座登録》
保育料は原則として口座振替でお支払いいただきます。金融機関窓口又はWEBにて振替口座の登録をお願いいたします。
※一部保育施設では、保育料とは別に、施設へ直接口座登録や諸経費のお支払いをする場合があります。面談時にお問い合わせください。



申込み時に不足書類があった方は、入所までにご提出ください。また、転入予定の方は転入手続き後、入所日までに保育課にて所定の手続きを行ってください。

⑦入所承諾・保育料決定

面談の実施及び保護者の市民税所得割額により、入所決定及び保育料の算定を行います。
結果の通知については、入所月の前月末に発送いたします。
なお、**この通知発送以前に保育料の金額についてお答えすることはできかねます**ので、おおよその金額をお知りになりたい方は、P6に基づきご自身で確認いただきますようお願いいたします。



⑧入所～

《ならし保育》
入所後、お子様が保育施設に慣れるまでの間は、短時間での保育となります(ならし保育)。
保育施設と保護者での調整の上期間を定めますので、個人差があります。(入所日から概ね2～3週間)
※転園されたお子様もならし保育は必要です。

《就労開始・復職について》
求職中に内定・入所となった場合、入所から2か月以内に就労を開始することが必須です。また、**育児休業中の方は、入所翌月15日までに復職することが必須**です。
就労開始後・復職後、直ちに所定の必要書類をご提出ください。

入所保留

⑥入所保留となった場合

★申請時に「申込みを継続する」を選択した
利用申込書は**年度内(3月末)まで有効**です。
有効期間中は、年度末まで毎月利用調整(入所選考)をいたします。なお、市外から転入予定でお申込みの方は、**転入後に必ず藤沢市保育課で所定のお手続きを行ってください**。

★申請時に「申込みを取り下げる」を選択した
ご提出いただいた書類はすべて無効となります。翌月以降は審査を行いませんので、申込みのない月の結果通知の発行も致しかねます。
再度入所申込みをする場合は、全ての書類を再度ご提出いただく必要があります。

⑦次回以降の審査

「審査後に申請を継続しないことを選択」している方は自動的に取り下げとなるため、次回以降は審査をいたしません。
審査を継続することを選択している方は、申込書類が有効な限り年度末まで毎月審査を行います。なお、結果通知については内定が決まった場合のみ通知を行います。入所保留通知の発行をご希望の場合は、発行を希望する月の前月16日以降に保育課までお問い合わせください。
また、入所をお待ちいただいている方は、次のような場合に届け出が必要です。

《申込内容変更・申込取下げ》
提出の際は必ず締切日を十分ご確認の上、窓口又は郵送にて所定の書類(申込内容変更届／申込取下届)をご提出ください。

《保護者や児童の状況が変わった場合》
変更となった内容の確認書類を必ずご提出ください。
利用調整の基準日時点で書類のご提出がないと、正しい利用調整(入所選考)をすることができませんので、書類については、早急にご提出をお願いいたします。



変更や取下げの際に必要な書類などの詳細は、P21をご確認いただくか、保育課へ直接お問い合わせください。

⑧次年度以降の申込み

年度内の有効期間内に入園できなかった場合、引き続き保育施設利用をご希望される方は、**次年度の4月入所申込期間中に再度、申込書類一式をあらためて提出する必要があります**。保育課からの申込書類の送付や再申込みがない方へのお知らせは行っていませんので、**必ず広報やホームページをご確認の上、受付期間内に書類をご提出**ください。

利用調整の対象となる保育施設

藤沢市保育課にて入所審査や利用調整を行う保育施設は、次のとおりです。原則として、各施設の定員を満たすまで、入所審査により入所児童を決定します。ただし、**保育施設の状況によっては、定員まで入所児童の受け入れができない場合や、定員より多くの児童を入所決定する場合があります**。なお、2026年9月現在、⑤事業所内保育事業、⑥居宅訪問型保育事業 の藤沢市内における開設及び予定はありません。

① 認可保育施設

② 認定こども園(保育利用のみ保育課で利用調整)



【地域型保育事業】

③ 小規模保育事業:少人数(定員 6～19 人)を対象とした保育

④ 家庭的保育事業:少人数(定員 5 人まで)を対象とした保育

⑤ 事業所内保育事業:会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どものほか、地域の子どもも対象とした保育

⑥ 居宅訪問型保育事業:障がい・疾病などで個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅にて 1 対 1 で実施する保育

■認定こども園について

就学前の子どもに幼児教育、保育等を一体として捉え、一貫して提供する施設です。認定こども園には次の類型があります。藤沢市では広田幼稚園、藤沢いずみ幼稚園、相模幼稚園、青木幼稚園、こばやし幼稚園、秋葉台幼稚園(全施設とも②幼稚園型)の6箇所が該当します。

① 幼保連携型
幼稚園機能と保育施設的機能の両方の機能をあわせ持つ認定こども園

② 幼稚園型
認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育施設としての機能を備える認定こども園

③ 保育施設型
認可保育施設が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園としての機能を備える認定こども園

④ 地方裁量型
幼稚園・保育施設いずれの認可もない地域の教育・保育施設による認定こども園

※幼稚園としての利用(教育利用)につきましては、施設への直接申込みとなります。認定こども園へ直接お問い合わせください。

■地域型保育事業について

地域型保育事業とは、認可保育施設や認定こども園(原則 20 人以上)より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを預かる事業です。対象となる事業をご希望される場合は、認可保育施設と同じ手順でお申込みください。

小規模保育事業、家庭的保育事業は2歳児クラスで卒園となるため、卒園後は他施設への転園が必要です。その受け入れ先として、連携施設と協定の締結をしています。(詳細は各施設又は保育課へお問い合わせください)

卒園児童及びそのきょうだいの審査の取り扱いについては、P23のQ6をご確認ください。

藤沢市内では、P30～P35 に記載の施設が利用調整の対象です。

その他の施設については認可外保育施設や幼稚園等にあたります。
こちらの申込みなどについては、施設に直接お問い合わせください。



医療的ケアが必要なお子様について

藤沢市では、一部の認可保育施設にて医療的ケアが必要な児童の受け入れをしています。

なお、対象となる児童には一定の要件があるとともに、掲載している申込みや入所の流れとは異なります。ご希望の場合はP24の二次元コードをご確認の上、保育課までご相談ください。

認可保育施設利用申込みについて



在園中の認可保育施設から転園を希望する場合もこちらからお申込みください

申込みができる方

父母ともにP1に記載の保育の必要性事由に該当し、かつ次の①～④に該当している方は、藤沢市での認可保育施設利用の申込みが可能です。なお、**③④の要件で利用する方は、住民登録地の市区町村にて保育の必要性の認定・保育料の算定を行います**。

① 藤沢市在住の方 → 藤沢市保育課にてお申込みください
② 藤沢市に今後転入予定のある市外在住の方
③ 藤沢市にて月64時間以上就労・就学している市外在住の方(就労予定・就学予定は不可)
④ 湘南ライフタウン内の茅ヶ崎市堤地区(1～110番地)にお住まいの方

現在、住民登録している市区町村の保育担当課の窓口でお申込みください(P12参照)

申込可能期間

藤沢市では必ず入所月の1日付で入所の取り扱いとなります。月途中での入所はできませんので、必ず希望する開始時期に合わせた申込みをしてください。

また、**4月入所のみ、1次申込期間と2次申込期間があります(入所日はいずれも4月1日)**。1次申込みの締切日以降にお申込みいただいたものについては、全て2次申込みからの取り扱いといたします。

入所月やお住まいなどにより、次の表のとおり、申込締切や申込方法(窓口申込み・郵送申込み・電子申請)が異なります。×がついている方法でお申込みされた場合、原則受付はできかねますのでご注意ください。各申込方法についての詳細はP12をご確認ください。

	申込締切日 ※締切時間は市役所窓口の開庁時間に準ずる	窓口申込み	郵送申込み	電子申請
令和9年度 2027年4月1次 (市内在住の方で、市内保育施設を希望する場合)	P11のとおり ※申請書(確認事項⑪で、B(-30)を選択した方は、4月2次からの審査となります。)	×	○	×
令和9年度 4月2次 ※1 ～ 令和9年度 2028年3月入所	令和9年度4月2次:2027年2月8日 令和9年度5月以降:各入所希望月の前々月末 (月末が土日祝日の場合は翌開庁日) **例:5月入所 締切3月31日**	○	○	○
児童が市外在住の場合	上記(4月1次はP11のとおり)締切日1週間前 ※2 ◆P12～16をご確認の上、必要書類を住民登録地の市区町村の担当課へご提出ください	○ (住民登録地の市区町村)	× ※3	×
市外の保育施設をご希望の方 (藤沢市から転出する場合※4)	希望保育施設がある自治体の申込締切日1週間前 ※2 ◆P21をご確認の上、必要書類を藤沢市保育課の窓口へご提出ください(郵送不可)	○	×	×
出生前申込みをご希望の方	令和9年度4月1次・2次と同様(P11のとおり) ◆4月入所以外はお申込みできません			

※1 4月2次を新たに申込むことができるのは、4月1次申込みをしていない方に限ります。**申込取下げ可能期間外に4月1次申込みを取り下げている方、4月1次審査で内定辞退をした方は4月2次申込みをすることができません**(4月1次で年度末までの継続審査を希望し、4月1次で入所保留となり、かつ申込取下げもしていない方は、自動的に4月2次の審査対象となります)。

※2 1週間前はあくまで目安です。ただし、**締め切り1週間前を過ぎてご提出があった場合、その月の申込みができない可能性があります**。必ず締切日を確認の上、日にちに余裕をもってご提出ください。

※3 一部市区町村では藤沢市に直接申込みをする場合があります(こちらに限り、藤沢市へ直接書類を郵送してのお申込みが可能です)。直接申込みの可否につきましては、申込み前にお住まいの自治体へお問い合わせください。

※4 入所希望月の前月までに藤沢市から転出する方については、希望保育施設がある市区町村にご連絡していただき、直接申込みができる場合は藤沢市への申込書の提出は不要です。

**申込書類は、全て締切日必着です。郵送でお申込みされる場合は、配達日数を要しますのでご注意ください。
締切日を過ぎて保育課に到着した場合は、次回分からの審査となります。**



郵送申込みの場合、原則、電話や口頭での到着確認のお問い合わせにはお答えいたしかねます。
申込み後は、申込控えの到着をお待ちください。
郵便の到着状況をご自身で確認したい場合は、書留郵便などをご利用ください。

令和9年度 4 月入所申込(1 次)

※申請書の確認事項⑪で、B(-30)を選択した方は、4月2次からの審査となります。

申込方法	**郵送のみ** ■市外在住の方：住民登録地の市区町村窓口へご提出ください。 ■市外保育施設をご希望の市民の方(入所希望月の前月までに藤沢市から転出しない方）は藤沢市保育課窓口へ直接ご提出ください。 （藤沢市から転出予定の方はP10 の※４に記載のとおり）
申込受付期間	**2026年10月5日～2026年10月23日** ■締切日必着です(**消印有効ではありません**)。2026 年 10 月 24 日以降に保育課に到着した申込みは、いかなる理由であっても 4 月 2 次審査からの対象となります。
保育施設利用申込受理通知発送	**2026年11月2日までに保育課より発送** ■不足書類・記入不足がある場合はこの通知をもってお知らせいたします。 ■受付の到着状況について、電話でのお問い合わせには回答できません。受理通知が届かない場合は、11 月 9 日以降に保育課までお問い合わせください。
不足書類追加提出・再提出書類受付期限 (2026 年 10 月 23 日までに申込書類を提出した方に限り、不備や不足があった書類の提出のみを、この期間に受付します)	**2026年11月13日 まで** 窓口又は郵送での受付 ■「再提出票」と共にご提出ください。 ■締切日必着です。2026 年 11 月 14 日以降に保育課に到着した場合は、いかなる理由でも 4 月 2 次審査からの反映といたします。
申込取下げ可能期限	**2026年12月28日 まで** ■期日後に取下届を提出された場合は、内定辞退と同様の取り扱いになります。 (その後藤沢市の認可保育施設を申込みする場合は、基礎点から-2 点での審査になります。ただし、転園申請の方は 2026 年 12 月 29 日以降に取り下げることはできません。)

申込書類を保育課窓口にご持参いただいた場合は、専用ＢＯＸに投函する形での受付のみとなります。**必ず封筒に封緘し、返信用封筒を同封した状態**でご提出ください。後日保育施設利用申込受理通知をお送りし、不足書類などのお知らせをいたします。

令和9年度4月入所申込みと、令和8年度12月～3月入所申込みを同時に行うことも可能です。(ただし、令和8年度様式の申請書類一式の提出が必要ですが、同封で同時に申込む場合のみ、保育の必要性を証明する書類(就労証明書や診断書等)については1部のみで構いません



注 意

令和8年度中の入所申込みをしつつ、令和9年度4月の入所申込みをした後に、令和8年度中の入所が内定した場合、その時点で、内定辞退する／入所するにかかわらず、令和9年度の入所申込みは無効になります。
さらにもう一度入所申込みをしたい(転園したい)場合は、書類を新たにご用意いただく必要があります。

例:①《2026年5月》令和8年度7月からの入所申込みをした。
②《2026年10月》令和9年度4月1次入所申込みをした。
③《2026年12月》令和9年(2027年)1月に、A保育園へ入所内定となった。
→③の時点で、令和9年度 4 月 1 次の入所申込みは無効になります。
もし、新たにA保育園から別の保育施設に転園したい場合は、令和8年度2月以降入所と、令和9年度4月2次申込み以降入所であれば申込むことができます。

その他の月(令和9年度 4 月 2 次～3 月)入所申込

締切日 令和9年度(2027年)4月2次:2027年2月8日 ※
令和9年度(2027年)5月以降:各入所希望月の前々月末(月末が土日祝日の場合は翌開庁日)

年末年始の取り扱いについては、次のとおりです。その他の月の土日祝日についても締切日にご注意ください。
2028年2月入所締切:2027年12月28 日

※4月2次を新たに申込むことができるのは、4月1次申込みをしていない方に限ります。**申込取下げ可能期間外に4月1次申込みを取り下げている方、4月1次審査で内定辞退をした方は4月2次申込みをすることができません。**なお、4月1次で年度末までの継続審査を希望し、4月1次で入所保留となり、かつ申込取下げもしていない方は、自動的に4月2次の審査対象となります。

申込書類の入手方法

追加で帳票が必要な場合や、電子上で項目入力をしたい場合は、藤沢市ホームページ(ページ名:申込書類等のダウンロード)に全てのフォーマットを掲載していますので、ご利用ください。なお、P24に記載の二次元コード①からもダウンロードが可能です。

市外在住の方で藤沢市認可保育施設の利用を希望する場合

市外在住の児童が藤沢市内の保育施設の利用をしたい場合につきましては、**原則、住民登録地の市区町村の窓口にて次のとおりお申込みください。**なお、**住民登録地の市区町村への書類提出の必要がなく、藤沢市に直接申込みをすることも可能な市区町村があります。**申込みされる前に住民登録地の市区町村へお問い合わせの上、ご確認ください。なお、家庭的保育事業をご希望の方、児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方は、**必ず希望する保育施設へ事前相談又はお子様を連れて事前見学（直接訪問）をしてください。**

申込みができる方

①藤沢市へ転入予定の方

原則、藤沢市様式の書類でお申込みください。申込み時点で転入先の住所が決まっていない場合は、お申込みできません。また、入所が決定した場合、入所日の前月末までに転入していただく必要があります。必要書類等でご不明な点がありましたら藤沢市保育課までご確認ください。

※入所内定・入所保留にかかわらず、転入後は藤沢市保育課での所定の手続きが必要となりますので、保育課窓口までお越しください。転入及び所定の手続きの確認が取れない場合、内定は取り消しとなることがあります。

②父母のいずれかが藤沢市にて在勤・在学（月64時間以上）の方

住民登録地の市区町村の書式での申込書類をご提出ください。なお、藤沢市にて就労**予定**・就学**予定**の市外在住場合は受付できませんのでご注意ください。

③湘南ライフタウン内の茅ヶ崎市堤地区(1～110 番地)にお住まいの方

茅ヶ崎市の様式にて書類をご用意いただき、藤沢市での締切 1 週間前までに茅ヶ崎市役所へご提出ください。

※申込書類等の必要書類については、藤沢市に締切日必着となります。郵送等で日にちを要しますので、藤沢市で設定する締切日(P10参照)の一週間前までには住民登録地の市区町村に必要書類をご提出ください。

《海外在住の方》
児童が海外に在住している場合は、次のとおりお申込みください。
■藤沢市保育課へ直接申込書類をお送りください。マイナンバー確認書類については、転入後にご提出ください。
■保育施設利用申込受理通知・結果通知を海外の住所へ送付することはできません。そのため、国内住所への送付先をご指定いただく必要があります。申込みの際、指定する送付先の住所・宛名等を明記した別紙(任意様式)と、国内住所を宛先とした返信用封筒(切手を貼っているもの)を必ず同封してください。
■2025 年中又は 2026 年中に海外収入がある場合は、収入証明(給与明細や源泉徴収など)の提出が必要です。なお、勤務先から証明を受けた書類（収入証明・就労証明書など）が外国語表記である場合は、勤務先又は保護者による日本語訳を添付してください。

申込方法

郵　送

送付先:　〒251－8601　藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所　保育課　入園担当　宛

上記住所にご郵送ください。なお、締切日必着です。**締切日を過ぎて保育課へ到着した場合は、次回分からの審査となります。**

【注意事項】
- **封筒には必ず発送元(申請者)の住所氏名をご記入**ください。
- 切手※を貼った返信用封筒(長3型)を同封してください。同封がない場合や切手の金額が不足している場合は、控えの郵送や不足書類のご案内は出来かねますのでご了承ください。
- 到着は控えの郵送をもってお知らせいたします。原則、電話や口頭での到着確認にはお答えいたしかねますので、郵便の到着状況を確認したい場合は、書留郵便などをご利用ください。
- 申込書類の郵便代が不足している場合は、封筒の開封及び受取りをせずに返送いたします。この返送により申込締切日までに申込書類が保育課に到着しなかった場合であっても、受付をすることはできません。

※返信用封筒のサイズや郵便形式により切手の金額は異なります。返信用封筒では、当課より保育施設利用申込受理通知を含んだ 50ｇ以内の書類を返送する予定です。申込書類チェックリストも合わせてご確認ください。

窓　口　藤沢市役所本庁舎３階　保育課　**★4月1次申込みでは窓口受付はできません**

藤沢市役所本庁舎３階の保育課へお越しください。市民センターや保育施設へのご提出はできません。また、**締切当日は混雑が予想されますので、お時間や日にちに余裕を持ってご来庁ください。**

電子申請　e-kanagawa 電子申請にアクセス　**★締切は各申込締切日の窓口開庁時間に準じます**

藤沢市ホームページから e-kanagawa 電子申請にアクセスし、「藤沢市認可保育施設の利用申請手続き」から申請を行ってください。申請後、後日当課より受理案内（不足書類がある場合はその案内）のメールをお送りいたします。保育施設利用申込受理通知の返送はメールでは出来かねますので、保育施設利用申込受理通知の交付をご希望の方は、別途保育課までお問い合わせください。

利用申込みに必要な書類について

利用申込に必要な書類一覧

①～⑦は全ての方に必要な書類です。①②④⑥の提出がない、又は未記入の場合は、申込資格の確認が取れないため、書類を返送させていただきます。ご注意ください。

	書類の名称	ご案内 ※各書類の詳細な注意事項は P14～16 をご確認ください
【A】すべての方に必要な書類	① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書	就労先等から申込書類のコピーの提出を求められている場合、必ず提出前にご自身でコピーをおとりください。 保育課に提出した後の書類のコピーをお渡しすることはできません。
	② 保育施設利用申込みの児童調査書	P14 をご確認ください
	③ 保育の必要性事由を証明する書類(就労証明書や診断書等)	P15 をご確認ください
	④ 代表者の本人確認書類(郵送の場合は両面コピー)	郵送申込みの場合は、必ず「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」に④⑤のコピーを貼り付けしてください(窓口申込みの方もこの台紙をご利用いただけます)。
	⑤ 同居の家族全員のマイナンバー確認書類	
	⑥ 誓約書・保育施設利用申込受理通知	P15 をご確認ください
	⑦ 切手の貼ってある返信用封筒(4 月 1 次申込以外で、窓口提出の場合に限り不要)	返信用封筒の書き方は、別紙の申込書類チェックリストをご確認ください。
【B】該当者のみ必要な書類	⑧ 保育証明書	・児童本人又はきょうだいを認可保育施設以外に預けている場合(認可外保育施設、幼稚園、企業主導型保育事業、ベビーシッターなど) ・児童本人が認可保育施設一時預かりを週に1回以上定期的に利用している場合
	⑨-1 令和8年度住民税課税証明書 →■2026年1月1日時点で市外在住 または★に該当する場合 (2027年4月～8月入所希望の場合) ⑨-2 令和9年度住民税課税証明書 →■2027年1月1日時点で市外在住 または★に該当する場合 (2027年9月～2028年3月入所希望の場合)	2026年1月1日 又は2027年1月1日時点で、父母の住民登録が藤沢市外にあった場合※1 ★2026年1月1日または2027年1月1日時点で父母の住民登録地が藤沢市にあったが、2025年中または2026年中の所得申告がお済みでない場合
	⑩-1 戸籍謄本(全部事項証明) ※児童の保護者となる方のもの ※発行日から 1 か月以内のもので離婚日等の記載のあるもの ⑩-2 受理証明書 ⑩-3 児童扶養手当証書 ⑩-4 ひとり親福祉医療証 **いずれか1点**	ひとり親世帯
	⑪ 転入・転居に関する申立書 ⑫ 転入・転居先の詳細を確認できる書類 **両方** ※2	・市外から藤沢市へ転入予定の場合 ・既に認可保育施設を利用しており、入所月から6か月以内に、藤沢市内での転居を理由に転園申請をする場合

(つづく)

（つづき）

書類の名称		ご案内 ※各書類の詳細な注意事項はP14～16をご確認ください
【B】該当者のみ必要な書類	⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書	父母のいずれかが、入所に伴い、市内の認可保育施設、藤沢型認定保育施設又は幼稚園で、保育士又は幼稚園教諭、保育補助者として、育児休業から復職又は新たに就労開始する場合(転園申請を除く)
	⑭保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写し※3	
	⑮ 生活保護受給中であることが分かる書類 （福祉事務所が発行したものに限る）	生活保護受給中の場合
	⑯ 母子手帳のコピー (表紙 及び 分娩予定日が記載されているページの2か所)	出産前申込みの場合 (4月入所申込みのみ可能)

※1 2025年中・2026年中に海外収入がある場合は、日本語訳付きの収入証明(給与明細や源泉徴収票)のご提出が必要です。
※2 藤沢市民の方との同居による転入予定の場合、⑫転入・転居先の詳細を確認できる書類は不要です。
転園申請時点で転居済みの場合、⑫転入・転居先の詳細を確認できる書類は不要です。
※3 保育補助者の場合、⑭保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写しは不要です。

申込み時点で、次のような場合は、**提出書類としては無効の取り扱いとなります**のでご注意ください。
・**フリクションペン・鉛筆**など、**消せる筆記用具**で記入されたもの
・**書類の内容と申込み時点の内容が異なる**場合(既に退職している就労先の就労証明書 など)
・**発行日(証明日)から3か月以上経過**しているもの(④⑤⑨⑩⑫⑭を除く)



申込書類の書式は年度ごとに異なる場合があります。
ホームページからダウンロードする場合は、必ず令和9年度申込み用の様式であるかを確認してください。過去の年度の様式書類を令和9年度の入所申込みに使用することはできません。

提出書類の注意事項

「◎」のある書類は必ずご用意ください。提出がない、又は未記入により入所審査を行えない場合がありますのでご注意ください。

①教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書 ◎
・きょうだいで申込む場合でも1枚にまとめてご記入ください。
・P36～P39の記入例をもとにご記入ください。
・年度をまたいで申込みをする場合は、必ず年度ごとに1枚ずつご記入・ご提出ください。
(例:令和8年度2月入所申込みと令和9年度4月入所申込みを同時にする場合、令和9年度用とともに、令和8年度用の申込教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書や申込書類一式の提出も併せて必要)
※令和9年度4月入所申込みの際、令和8年度中の入所申込みを同時に行うことも可能です。ただし、令和8年度様式の申請書類一式の提出が必要ですが、同封で同時に申込む場合のみ、保育の必要性を証明する書類(就労証明書や診断書等)については1部のみで構いません。

②保育施設利用申込みの児童調査書 ◎
・申込児童の人数分必要です。(①同様、年度をまたいで申込みをする場合は、必ず年度ごとに1枚ずつのご提出が必要です。)
・出生前申込みの場合は、出生後直ちにご提出ください。
・P40～P41の記入例をもとにご記入ください。
・この帳票内の項目3の(1)にて、「保育園での集団生活の中で特別な対応を希望する」場合は、併せて「児童状況票」(市ホームページよりダウンロード可能。詳細はP24の二次元コード①)をご提出ください。

③保育の必要性事由を証明する書類

・次の表にある保育を必要とする事由に応じて必要書類をご提出ください。
・申込児童の保護者分(父・母)それぞれが必要です。
・求職中(内定なし)の方は申込み時には不要です。入所後２ヶ月以内に就労基準(P1参照)を満たす就労証明書を提出してください。

保育を必要とする事由	必 要 書 類
就労・就労内定 必要書類については、令和9年度の最新の様式での発行を受けてください。 (藤沢市在勤要件申込みの方は、住民登録地の市区町村の書式をご使用ください)	**■【会社勤め(会社役員・会社代表を含む)の方】** 就労証明書　(市の所定用紙に就労先で証明を受けてください) ■育児休業中の方、就労内定のある方、テレワークで業務をしている方もこちらの証明書のご提出が必要です。 ■会社役員の方、会社代表の方で、証明者が保護者自身になる場合(就労証明書の項目③「代表者と担当者」が保護者自身になる場合)は商業登記簿謄本を併せてご提出いただく必要があります。 ■配偶者が経営する会社で正社員・パートとして就労しており、証明者が配偶者自身になる場合は、事業に携わっていることがわかる書類(本人の源泉徴収票、給与明細や報酬明細など)を併せてご提出いただく必要があります。 ■市内の認可保育施設、藤沢型認定保育施設又は幼稚園で、保育士(保育補助含む)又は幼稚園教諭として産休・育休から復職する予定、又は就労内定している場合は次のページ⑬を必ずご確認ください。 **■【自営業・個人事業主・専従者・業務委託など、会社勤め以外の方】** ⑴ 就労証明書　(市の所定用紙にて、事業主の方が発行してください) ⑵ 就労状況説明書 ⑶ 令和8年確定申告書(第一表)又は令和8年分源泉徴収票　の写し又は控え※　} 全て ※4月1次・2次申込みの場合は、令和7年確定申告書(第一表)又は令和7年分源泉徴収票の写し又は控えをご用意ください。税務署等へ提出する前のもの(作成中のもの)は受付できません。 次の場合、⑵就労状況説明書にてお申出の上、⑶の代替・追加書類をご用意ください(就労証明書・就労状況説明書の提出も必要です) 《直近で事業(又は従事)を開始したため確定申告・年末調整を行っていない場合》 ⑶の代わりに、「就労証明書」に記載した直近3か月の就労について、収入があること又は事業(又は従事)を開始していることがわかる書類(開業届、営業許可証、給与明細、報酬明細などの写し)をご提出ください。 《専従者や家族従業者のため本人が確定申告をしていない場合》 ⑶の代わりに、その事業に携わっていることがわかる書類(事業主の令和8年確定申告書第二表、令和8年確定申告書の収支内訳書や、本人の源泉徴収票、報酬明細などの写しのいずれか)をご提出ください。 《事業上の理由により、確定申告書に記載の収入額が0円の場合》 ⑶の書類に加え、「就労証明書」に記載した直近3か月の就労について、収入があることがわかる書類(給与明細や報酬明細など)をご提出ください。 《業務委託の場合》 ⑶の代わりに、業務委託契約書をご提出ください。 ■就労証明書や就労状況説明書等にて、特別な理由なく就労の実績や就労状況の確認をとることができない場合、審査上や保育の必要性認定では就労内定として取り扱うことがあります。
出産	母子健康手帳のコピー(「表紙」と「分娩予定日が確認できるページ」の2か所)
疾病(負傷)	医師の診断書(市の所定用紙を用いて医療機関にて証明を受けてください)
障がい	障がい者手帳又は療育手帳のコピー
親族等の介護・看護	⑴ 医師の診断書等、被介護者の介護・看護の必要性が分かるもの ⑵ 介護(看護)状況申告書　(市の所定用紙にご記入ください)　} 全て
就学	⑴ 学生証(在籍証明書)のコピー ⑵ 日中保育できない時間・日数が確認できるもの(カリキュラム表など)　} 全て

④代表者の本人確認書類(郵送の場合は両面コピー) ◎

・代表者(原則として児童と同居している家族の方)の免許証やマイナンバーカードなどのコピーを、「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」に貼り付けしてください(窓口で原本を提示する場合、台紙は不要です)。
・提出する本人確認書類の種類により、必要枚数が異なります。詳細は「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」をご確認ください。

⑤同居の家族全員のマイナンバー確認書類

・マイナンバーカード(写真付き)の両面のコピー又はマイナンバーが記載されている住民票をご用意の上、「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」に貼り付けしてください(窓口で原本を提示する場合、台紙は不要です)。

⑥誓約書・保育施設利用申込受理通知 ◎

・P42の記入例をもとにご記入ください。
・「保育施設利用申込受理通知」のコピーの交付をもって保護者の申込控えとなります。

⑦切手の貼ってある返信用封筒(4月2次以降の入所申込み、かつ窓口提出の場合は不要)

※P12、別紙の申込書類チェックリストも併せて参照

・⑥誓約書・保育施設利用申込受理通知を控えとしてお返しする際に使用しますので必ず同封してください。
・⑦がない又は切手の貼付がない場合の郵送申込みについては、保育課からの⑥の控えの送付や不足書類のご案内は行いません。切手の金額が不足している場合、原則として申込者負担にて返送をしますが、到着しない場合市の責任は負いかねます。

⑧保育証明書　※P13のBに該当する方のみ
・認可外保育施設や幼稚園、一時預かり等に有償で預けている場合、預け先で証明を受けてください。
・保育開始日より、証明日の方が前の日付になっているものは無効です。
・育児休業取得中の場合、保育証明書の加点はつきません。

⑨-1 令和8年度住民税課税証明書／⑨-2令和9年度住民税課税証明書　※P13のBに該当する方のみ
・住民税の課税証明書は各年度１月１日現在の住民登録地の市区町村で発行します。

⑩ひとり親世帯必要書類(ア～エのいずれか一点　コピー可)※P13のBに該当する方のみ
ア　戸籍謄本(全部事項証明)　児童の保護者となる方のもの
・発行から1か月以内のものをご提出ください。
・離婚の場合は児童の保護者となる方の離婚日が記載されているものをご提出ください。
・死別の場合は死亡日が記載されているものをご提出ください。
イ　受理証明書
ウ　児童扶養手当証書
エ　ひとり親福祉医療証

⑪転入・転居に関する申立書　※P13のBに該当する方のみ
・入所希望月の前月末より前の日付を転入・転居予定日として設定の上、ご記入ください。
・市外から藤沢市への転入で、入所希望月の前月末より後の日付が転入予定日として記入されている場合や、転入・転居先住所が空欄の場合(転入先住所が決まっていない場合)は申込みをすることができません。

⑫転入・転居先の詳細を確認できる書類　※P13のBに該当する方のみ
・不動産会社が発行した、藤沢市の住居の売買契約書や賃貸契約書などのコピーを指します。
・発行元・入居者・確定した入居日(引渡日・契約期間)・住居の所在地が記載されている箇所をコピーしてご提出ください。
・既に藤沢市に在住している方と同居予定の場合は不要です。
・藤沢市内の転居を理由とした転園申請で、既に転居済みの場合は不要です。

⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書　※P14のBに該当する方のみ
・同時に提出する③就労証明書には、基準日(締切日)時点で育児休業中又は内定中の記載があることが必要です。
・⑭保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写しを必ず添付してください。

《書類不足・書類不備について》

申請時に不足書類や不備がある場合は、申込み期限までに追加提出・再提出をしてください。期限を過ぎて再提出があった場合は、次回以降の審査に反映します。
審査基準日(締切日)時点で書類が不足している又は不備がある場合、審査では次のような取り扱いとなります。

■①教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書、②保育施設利用申込みの児童調査書、④代表者の本人確認書類、⑥誓約書・保育施設利用申込受理通知
→申込みにあたり最低限必要な書類です。提出がない、又は未記入箇所があると入所審査を行うことができず、申込書類を返却する場合があります。

■③保育の必要性事由を証明する書類　⑩ひとり親世帯必要書類
→保育の必要性が確認できないため、Ｐ１７のＡ－１基礎点数は「求職中」の３点として扱います。

■⑦切手の貼ってある返信用封筒
→郵送申込みの場合は必ず必要です。同封がない場合、控えの返送や不足書類のご案内はいたしません。

■⑧保育証明書
→児童本人の分が不足している場合は、Ｐ１８に記載のC調整項目③又は④での加点を行うことができません。きょうだいの分が不足している場合は、入所後の給食食材料費を正しく算定できない場合があります。

■⑨-1 令和8年度住民税課税証明書、⑨-2令和9年度住民税課税証明書
→入所審査で同点が発生した場合、父母の所得の低い順に内定を決定しますが、課税証明書が不足している場合は所得不明のため不利になります。また、未申告の父母がいる場合も同様です。

■⑪転入・転居に関する申立書、⑫転入・転居先の詳細を確認できる書類
→市外から藤沢市内へ転入の場合：Ｐ１７に記載のとおり、Ａ－２基礎点数⑦の項目において-10点になります。⑪の提出がない場合は申込み不可となり、申込書類一式を返送させていただきます。

藤沢市内の転居による転園申請の場合：P19に記載のとおり、保育施設の入所から6か月を経過するまでは、新規で入所を希望している方の入所を優先します。

■⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書、⑭保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写し
→Ｐ１７に記載のＡ－２基礎点数⑤又は⑥の加点を行うことができません。なお、保育士又は幼稚園教諭としての加点については、併せて③就労証明書も揃っていることが条件です。

藤沢市保育施設入所選考基準

※各月の申込締切日を基準日とし、その時点で提出のあった書類の内容をもとに選考を行います。

点数の考え方

同じ保育園・同じクラスを希望している児童が複数人いる場合は、原則として、次の①～⑥の順に点数を比較し、より高い順位にいる方から順に内定とします。

①基礎点数A-1とA-2の合計の高い順
②B優先順位の高い順
③C調整項目点数の高い順
④父母の所得が低い順
⑤認可外保育施設等に預けている期間が長い順
⑥入所待機期間の長い世帯

①が高い方が1人であればその方を内定、①が同じ点数の方が複数人いる場合は②が高い方を内定とします。同様に、③以降についても順位の高い方から内定を決めていきます。

なお、希望順位の高低や申込をした順番（申し込みの早さ）は審査の順位に影響しません。詳しくは次ページの【審査の例】をご確認ください。

A－1　基礎点数（基本）

父母のそれぞれの点数について、低い方を採用し、その点数にA－2基礎点数（加算・減算項目）を加減点したものを「基礎点数」とします。

類型	細目	点数	必要書類
就労（実働時間に準ずる）	月140時間以上働いている（例　週5日以上かつ1日7時間以上）	10	本冊子P14～16のとおり
	月112時間以上働いている（例　週4日以上かつ1日7時間以上、若しくは週5日以上かつ1日6時間以上）	9	
	月64時間以上働いている（例　週4日以上かつ1日4時間以上）	8	
	上記以外の状況で働いている	7	
就労内定	月140時間以上の仕事に内定している	6	
	月64時間以上の仕事に内定している	5	
	上記以外の状況で内定している	4	
求職中	求職活動のため、日中外出している	3	
就学	職業訓練校、専門学校、大学などに通っている	＊1	
出産	出産の準備又は休養を要する （出産予定日の前6週目の属する月の月初から産後8週後の日が入る月末までの期間、利用者が希望する場合のみ）	10	
疾病・負傷	疾病・負傷により、保育が完全に不可能な場合	12	
	疾病・負傷により、日中常時の保育が困難な場合	10	
	疾病・負傷により、保育が部分的に困難な場合	8	
心身の障がい	身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1～3級、療育手帳の交付を受けていて、常時保育が困難な場合	10	
	身体障がい者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	8	
	身体障がい者手帳4級以下の交付を受けていて、保育が困難な場合	7	
親族の介護・看護	親族の介護・看護にあたっていて、保育が困難な場合	＊1	
災害復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害に保護者本人が被災したことにより、日中常時復旧に当たっている	12	
ひとり親世帯	ひとり親世帯で、保育施設入所により自立の促進が図られる場合	11	
その他	児童相談所からの通知などにより、児童福祉の観点から、特に保育施設入所の必要性が高いと判断した場合	20	

＊1　・・・　従事時間により、「就労」に準じた点数とする。

A－2　基礎点数（加算・減算項目）

項目	点数	必要書類
①生活保護を受給しており、児童が入所すること及び保護者が就労することで自立促進が図られると判断した場合	+1	生活保護受給中であることが確認できる書類（福祉事務所が発行したものに限る）
②きょうだいが在園している施設を希望する場合 ※申込児童の入所日時点できょうだいが退園・卒園している場合は除く	+2	
③本人含めきょうだい3人以上が同時に希望する場合	+2	
④申込年度から起算して、前年度以前に在園している（していた）児童に保育料の滞納がある場合	−20	
⑤市内の認可保育施設、藤沢型認定保育施設又は幼稚園で、保育士又は幼稚園教諭として復職するまたは就労内定している場合 ※転園申請、市外在住者（藤沢市在勤の申込み）の就労内定は除く	+6	(1)就労証明書(2)保育園（幼稚園）等の就労に関する誓約書兼証明書 (3)保育士証（幼稚園教諭の普通免許状）の写し　の全て
⑥上記⑤に記載の施設にて、保育補助者として復職するまたは就労内定している場合 ※転園申請、市外在住者（藤沢市在勤の申込み）の就労内定は除く	+2	(1)就労証明書(2)保育園（幼稚園）等の就労に関する誓約書兼証明書　の全て
⑦市外在住者による在勤要件での申込み（⑤⑥に該当する場合は除く）又は転入予定先の契約書等の提出がない場合	−10	
⑧保護者が育児休業を取得しており、育児休業の延長を許容できるため、利用調整での優先順位が下がってもよい場合 ※藤沢市在住・転入予定者に限る	−30	教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書「1．確認事項」の⑪にて「B」を選択している場合
⑨過去3年度以内に内定辞退・内定取り消しがあった場合、申込締切日以降にその月の申込取下げをした場合、又は、育休中に入所し、復職せずに退園した場合（例：令和6年度中に内定を辞退した場合→令和9年度中の申込みまで減点対象）	−2	
⑩地域型保育事業等（*2）の卒園に伴い、他の保育施設を利用する場合　※4月入所審査のみ適用	+5	

*2　・・・　家庭的保育事業、小規模保育事業、藤沢ベビーセンター、ときわぎ保育園2歳コース、湘南台つぼみ、藤沢市年度限定保育事業

B　優先順位

父母のそれぞれの項目について、高い方を採用します。

	優先	要　件
高	A	災害
↑	B	その他
↑	C	ひとり親
	D	疾病・障がい
	E	出産
	F	就労
	G	介護・看護
↓	I	就学
↓	J	就労内定(開業予定)
低	K	求職中

ひとり親世帯の場合は、A－1基礎点数は11点、B優先順位はC、C調整項目はひとり親の就労時間などに準じた点数に各項目の加減点した点数で審査します。

C　調整項目

父母のA基礎点数の表に基づいた点数の<u>高い方を採用</u>します。それに対し、次の該当項目を加減点したものを調整項目の点数とします。

項目	点数	必要書類
①2人以上のきょうだいが同時に入所を申込する。	+2	
②双子・3つ子等（多胎児）が同時に入所を申込する。	+2	
③申込児童を認可外保育施設(事業所内保育事業を除く)、企業主導型保育事業、ベビーシッターのいずれかに有償で週3日以上定期的に預けている。 ※育休中の場合や、市外在住者は除く	+3	現在その施設に在籍していることが確認できる保育証明書
④申込児童を認可保育施設以外に有償で週1回以上定期的に預けている（認可保育施設の一時預かりは含む）。 ※育休中、親族に預けている場合、市外在住者、③に該当する場合は除く	+2	現在その施設に在籍していることが確認できる保育証明書
⑤父母ともに住民税（税額控除を除く）が非課税である。	+1	直近で藤沢市へ転入した場合は非課税証明書
⑥生計を一にしている18歳未満のきょうだいが、申込児童を含め3人以上いる。	+1	
⑦申込児童、保護者を除き、同居の家族が身体障がい者手帳（3級以上）、療育手帳もしくは精神障がい者保健福祉手帳の交付、又は要介護認定3、4、5（在宅介護に限る）を受けている。 ※疾病・障がい要件、介護・看護要件の世帯は除く	+2	該当者の各種手帳又は要介護度が分かる書類のコピー
⑧父母のどちらかが長期入院や単身赴任により昼夜問わずに不在にしている。 ※育休取得者が単身赴任をしている場合は除く	+2	長期入院の場合・・・入院期間が記載されている診断書 単身赴任の場合・・・単身赴任について記載のある就労証明書※ ※自営業や会社役員など、就労証明書の発行者が保護者本人である場合は、海外での就労の必要性を示す書類を添付
⑨入所に伴い、産前産後休業又は育児休業からの復職が見込める。 ※他の事業所で就労や自営・役員等をしている（育児・介護休業法に基づく育児休業を取得できない）場合を除く ※入所希望月1日時点で下の子の産前・産後期間に該当する申込みで、産後休業後すぐに育児休業を取得する場合を除く	+2	基準日時点で育児休業を取得していることが確認できる就労証明書
⑩ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない。 ※申込児童のきょうだい及び調整項目⑦に該当する世帯員を除く	+3	

注意事項

①転園申請について
　転園元の保育施設に入所してから6ヶ月間は、他の新規に入所を希望する児童を優先して内定します。
　※転居・きょうだいが別々に入所している等のやむを得ない事情がある場合を除く（申込時にお申し出ください）
②児童や保育施設の状況により、保育にあたり特別な配慮が必要と判断される児童について
　審査順位が上位であっても、受け入れ状況によっては入所を見送る場合があります。
③内定辞退した場合
　令和5年4月以降の審査にて内定辞退後、新たに入所申込みをした場合、再度入所決定するか、減点対象の期間を経過するまで基礎点数が2点減算となります。
④書類不足の取り扱いについて
　基準日時点で提出書類が不足している場合、次のとおりの審査となります。
　・A－1基礎点数（基本）の必要書類がない場合
　　求職中の3点として審査を行います。
　・A－2基礎点数（加算・減算項目）、C調整項目の必要書類がない場合
　　加減点をせずに審査を行います。
⑤その他
　・お子様のアレルギーや持病・障がい等の状況により、保育施設の人員体制等から、お子様を安全に保育することができないと判断される場合は、入所見送りとなることがあります。
　・保育の必要性事由が複数ある場合（就労と介護、就労と疾病等）の配点など、ご不明点がある場合は、保育課までお問合せください。

【審査の例】

[申込者の状況]

今回の審査では▲▲保育園の1歳児クラスは空きが1人あり、次の児童Aと児童Bの2名が申し込みをしている。

＜児童A＞

▲▲保育園の1歳児クラスを第1希望としている。<u>企業主導型保育事業を週3回以上利用中</u>。

父 ・・・ 月に160時間就労　母 ・・・ <u>月に120時間就労</u>

→ 他の加減算項目に該当がなければ、<u>基礎点数は9点</u>（母の就労時間）、優先順位はF、調整項目の点数は13点（父の基礎点数10点 + 企業主導型保育事業利用で3点 =13点）

＜児童B＞

▲▲保育園の1歳児クラスを第8希望としている。第1～7希望の保育施設は空きがない。育児休業中の母が自宅で保育している。

父 ・・・ <u>離婚</u>しており不在　母 ・・・ 月に170時間就労（育児休業中）

→ 他の加減算項目に該当がなければ、<u>基礎点数は11点</u>（ひとり親世帯）、優先順位はC、調整項目の点数は12点（母の就労基礎点数10点 + 育児休業からの復職が見込めるため2点 =12点）

[審査]

児童Bの第1～第7希望の1歳児クラスに空きがあれば審査を行うが、今回は空きがないため審査はできない。

▲▲保育園は児童Bの第8希望だが、▲▲保育園を第1希望にしている児童Aよりも基礎点数が高いため、児童Bが内定となる。

利用申込みに関する注意事項

★の項目については、すべての方が必ずご確認ください。
☆の内容に該当する方は、特に注意してご確認ください。

★ 保育施設への事前見学について

申込みにあたり、保育施設の見学を希望する場合は、直接保育施設へご連絡ください。見学や、園のホームページ等をご活用の上、希望園をお決めください。見学をしていない保育施設もお申込みは可能ですが、転入予定の方であっても、**事前見学を推奨します**。保育園での1日のスケジュールや、施設の構造、おむつや道具の持参、園庭の有無など、保育施設の特色はさまざまです。**立地や外観だけでなく、保護者の方のご意向や、お子様の発育状況・普段の生活の様子等に合った保育施設をお選びください**。

なお、**次の方は必ず保育施設へ事前見学又は事前相談の上、希望保育施設を決定してください。**

①家庭的保育事業をご希望の方(見学がお済みでない場合は審査対象外となります)
②児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方
(児童の状況や保育施設の状況によっては、**児童の安全な保育体制が整わないため入所を見送る**場合があります)

★ 利用調整(入所選考)の基準日について

利用調整(入所選考)における基準日は、各申込締切日と同日です。締切日以降に届け出のあった保護者の就労状況や、希望施設等の申込内容につきましては、その次の入所審査において点数等への反映をします。

(例)令和9年(2027年)8月入所の基準日:令和9年(2027年)6月 30 日
→7月1日に保護者の新しい就労証明書が提出された場合は、9月の入所審査から反映する。

★ 新しい保育施設開設について

認可保育施設が新設される場合は、ホームページ等でご案内いたします。その場合、申込締切日が通常と異なる場合がありますので、ご注意ください。

☆ 転園申請について

保育施設入所の翌月から転園の申込みをすることが可能ですが、入所から6か月を経過するまでは、転園申請があっても、原則、新規で入所を希望している方の入所を優先します。ただし、転居もしくはきょうだいが別々の保育施設を利用している等、やむを得ない事情がある場合は除きますので、対象の方は申込みの際にお申出ください。

【注意事項】
- 入所月から6か月以内に、藤沢市内での転居を理由に転園申請をする場合は、P13 に記載の⑪転入・転居に関する申立書と⑫転入・転居先の詳細を確認できる書類をご提出ください。ただし、転園申請時点で既に転居済みの場合、⑫の書類は提出不要です。
- 転園申請により入所の内定が決まった場合は、**転園を辞退することができません**。
- 審査月の締め切り後(4月1次の場合は取下げ可能期限後)に、**申込みを取り下げることはできません**。
- 転園が決定した場合には、**転園先の保育施設でならし保育の実施が必要**となります(ならし保育の日程等は保育施設と保護者での日程調整の上決定します)。
- 一度世帯全員の「⑤マイナンバー確認書類」を提出している場合、再提出は不要です。ただし、変更がある場合は最新のものを添付してください。

★育児休業取得中の申込みで転園が決まった場合も翌月15日までの復職が必要です★

例)2027年4月、父母が下の子(保育施設の在籍なし)の育児休業中の状態で上の子が転園する場合
→2027年5月15日までに父母の復職が必要になります。そのため、下の子の預け先も5月15日までに決めておく必要があります。

☆ 出生前申込みについて

令和9年4月入所希望の方に限り、出生前の申込みが可能です(令和9年5月以降入所希望の方の出生前申込みは受付していません)。

なお、対象は**令和9年3月1日**までに出産予定の方です(受入れ可能な施設を希望している場合に限り受付けます)。また、出生前申込みをされた方は、**出生後に**、P13に記載の、新生児の②保育施設利用申込みの児童調査書と⑤マイナンバー確認書類をご用意いただき、藤沢市保育課窓口にて所定の手続きを行ってください。**この手続きがされない場合、結果通知の発送ができません**のでご注意ください。

☆ きょうだいで同時に申込む場合

きょうだいで同時に申込む場合、次の点にご注意ください。

◆申込児童の情報欄（教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書の表面）について

きょうだいで時期をずらしてお申込みする場合でも、1枚にまとめてご記入ください。

（例：5歳児クラスの児童が令和8年12月から申込み、0歳児クラスの児童が令和9年2月から申込みする場合は、2月申込みの申込児童情報欄に、既に申込中である5歳児クラスの児童情報も改めて記入してください。）

◆きょうだいの申込み条件（教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書の 5）について

お申込みの際、必ず選択してください。回答内容は入所調整を行う際の参考として使用し、回答によって入所が有利、不利になることはありません。未記入の場合は、同時期同園希望として取り扱いいたします。

◆育児休業中に申込む場合

父母いずれかが、審査基準日時点で育児休業中の場合、**きょうだい1人だけが入所**となったときでも、入所日翌月の15日までに父母ともに復職が必要となります（入所保留となった児童の預け先をご自身で確保する必要があります）ので、ご注意ください。

★きょうだい同時申込の加点を目的としたお申込みはお控えください★

申込児童全員が認可保育施設に内定したが、きょうだいの一方は内定を辞退し、既に在園中の幼稚園や認可外保育施設を引き続き利用する場合は、加点目的の申込とみなし、もう片方のきょうだいの内定も取り消しする可能性があります。

貴重な利用枠となりますので、ご理解の程お願いいたします。

☆ 産前産後期間中の申込みについて

※入所希望月１日時点で下の子の産前・産後期間に該当する場合

◎申込み中に妊娠が分かった場合は、速やかに保育課にご連絡ください。
◎申込み時点で就労等の要件の場合その申込みが継続されます。
◎出産要件での申込みを希望する場合は、「教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書」の「出産要件として申込みをする。」に☑をして下さい。すでに申込み中で出産要件に変更する場合は、「保育施設利用申込内容変更届」をご提出ください。

※出産要件としての申込む場合→産後8週目の日が入る月末で退園となります。
※上記期間に該当するが、就労要件で申込む場合
産後8週後すぐに復職する→入所後に、産後休業から復職したことがわかる「就労証明書」をご提出ください。
産後8週後すぐに育児休業を取得する場合→入所児童の育児休業から復職し、下の子の産前産後休業中であることがわかる「就労証明書」と、下の子の育児休業期間がわかる「育児休業証明書兼育児休業に伴う継続申出書」を入所後ご提出ください。

☆ 育児休業中の申込みについて

保護者（父又は母）が育児休業中の場合は、入所後の翌月15日までに復職することが必要です。なお入所決定後、復職せずに退職した場合であっても、入所後の翌月15日までに退職前と同程度の就労時間を満たす就労を開始する必要があります。

また、復職に関しては、「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の「1.確認事項」⑪において、次のとおりいずれかを選択する必要があります。ご自身の復職の予定に合わせ、お申込みをご検討ください。

◆A を選択する（育休 A 申込み）
→入所後翌月15日までに復職することを希望する方が対象です。下の「育休B申込み」とは異なり、基礎点数の減算(－30点)の審査にはなりません。

◆B を選択する（育休 B 申込み）　※藤沢市民（又は転入予定）の方のみ選択可能
→入所保留となった場合、育児休業の延長も許容できる(基礎点数を減算してもよい)といった方が対象です。こちらを選択した場合、**審査時の基礎点数が減算(-30 点)されます**。ただしこの取扱いは、利用調整時に優先順位の判断に反映するものであり、利用時期を意図的に遅らせるものや、育児休業の延長を保証するものではありません。希望施設に空きがあれば内定となります。

既にごきょうだいが認可保育施設を利用している方へ

認可保育施設を利用している児童（児童 A）の保護者が、きょうだい（児童 B）の出生により育児休業を取得しているとき、児童 A が継続して保育施設を利用したい場合は、**児童 B が満 1 歳になる次年度の5月15日**までに、保護者が育児休業から復職する必要があります。**この日までに復職ができない場合、児童 A は退園となりますので、該当の方はご注意ください**。

また、きょうだいと同じ保育施設を申込む場合、P17のとおり、基礎点数は加点となりますが、**必ずしも入所を保証するものではありません。近隣の保育施設等も希望保育施設に入れての申込みをご検討ください**。

例：在園児のきょうだいが、2025年4月2日～2026年4月1日の間に生まれた場合
→在園児本人の保育施設利用を継続したい場合、保護者は2027年5月15日までに復職する必要があります。
（それまでに、生まれたきょうだいが保育施設に入所するか、他の預け先を確保する必要があります）

☆ 2月･3月の入所審査について

例年、次年度の4月の入所調整中又は調整後に、2月･3月の入所審査を行っています。そのため、4月の内定･入所状況により、2月･3月入所審査では審査上の順位が上位であっても、内定のご案内ができない場合がありますのでご了承ください。

☆ 申込中に状況が変わった場合

入所をお待ちいただいている間に、保護者や児童の状況が変わった場合は、書類の追加提出が必要な場合があります。(P8の右項「⑦次回以降の審査」も併せてご確認ください)

ここではあくまで一例ですが、特に多いものを掲載いたします。その他の変更につきましては、P13～16をご確認いただくか、保育課までお問い合わせください。

内容	必要書類
･希望保育施設を変えたい ･きょうだい申込条件を変えたい ･育児休業に関する申込条件(育休B申込など)を変えたい ･市内転居した ･退職した ･母に出産予定が発生した	保育施設利用申込内容変更届
家族構成に変更があった	保育施設利用申込内容変更届 ※父母の婚姻又は離婚の場合、ひとり親世帯必要書類の添付も必要です。
申込児童又はきょうだいが幼稚園や認可外保育施設、一時預かりの利用を開始した	･保育施設利用申込内容変更届 ･保育証明書

内容	必要書類
･新たに就労を開始した ･就労内容(就労時間、就労先、雇用期間など)が変わった ･育児休業や病休などの長期休業を開始･延期･終了した ･就労の内定が決まった(求職中の方を含む)	･保育施設利用申込内容変更届 ･事実発生日以降の日付で発行された就労証明書
就労要件以外の方で、認定や入所審査に関する内容に変更があった	･保育施設利用申込内容変更届 ･変更の事実発生以降に発行された、P13のA.全ての方に必要な書類の③「保育の必要性事由を証明する書類」に該当するもの
申込児童又は同居の家族が、障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた	･保育施設利用申込内容変更届 ･各種手帳のコピー

☆ 申込みを取り下げる場合

入所申込みを取り下げたい場合、**「保育施設入所申込取下届･内定辞退届」にて、保護者の本人確認書類のコピーを添付又は窓口で原本をご提示の上、取り下げたい審査月の締切日までに申出をしてください。**

締切日を過ぎて取下げする場合(例:2027年8月入所申込みの審査を取り下げるところを、締切日である2027年6月30日を過ぎて届け出した場合)、**内定辞退と同様の取扱いとなります。**この後、3年度以内に再度藤沢市の認可保育施設を申込みする場合は、基礎点数を2点減点しての審査となります。ただし、**転園申請の方は、審査の段階で転園元の空きに対し内定者をお決めするため、いかなる場合であっても、締切日以降に取下げすることはできません。**

また、次の方は審査対象月を経過後、自動的に取下げ扱いとなります。

■申込中に転出した方(藤沢市在勤の方であっても一度取下げをします)
■出産要件での申込みを希望した方で産後期間を経過した方
■ひと月のみの審査を希望していた方

例)締切日を過ぎて取り下げをした。または内定を辞退した。
①令和6年度中→令和9年度申込みまで基礎点数を2点減点
②令和7年度中→令和10年度申込みまで基礎点数を2点減点
③令和8年度中→令和11年度申込みまで基礎点数を2点減点

☆ 市外の保育施設を利用したい方

★他市区町村へ転出予定がある場合の申込みは、直接申込できる可能性があるため、転出先の市区町村に確認してください★

藤沢市から転出しない市外の保育施設の入所申込みについては、原則として、申込児童が居住している(住民登録地の)市区町村が窓口になりますので、藤沢市保育課窓口でのお手続きが必要となります（郵送、市民センター、保育施設では受け付けておりません)。

入所希望月までに転出する場合、入所したい保育園の市区町村に連絡し直接申込可能と回答があった場合は、入所したい保育園の市区町村に直接ご提出をお願いします。

締切日や必要書類等が市区町村により異なりますので、あらかじめ、ご希望の保育施設のある市区町村にご確認の上、申込締切日の一週間前までに藤沢市保育課へ直接申込書類をご提出ください。



藤沢市保育課への書類提出が締切日直前になってしまうと、相手方の自治体への到着も遅くなり、入所希望月の審査に間に合わず翌月分の審査になってしまうことがあります…。
必ず締切日の一週間前までに藤沢市へ必要書類をご提出ください。

※当該市区町村へ申込書類が到達するまで、1週間程時間を要しますので、早めのご提出をお願いいたします。
※市外の保育施設の利用申込みの際に、申請にかかる必要書類が揃っていない場合の対応や、申請受付の可否については、申込先の市区町村の判断によります。締切日までに書類が揃わない可能性がある場合は、事前に申込先の市区町村にご確認ください(藤沢市での受付時点では、必要書類の内容等の確認は藤沢市で審査をしないためできません)。
※転出予定のある市区町村への申込みについて
藤沢市を通さずに転出先市区町村へ直接お申込みください。転出先の市区町村が直接申込みを受け付けられない場合は、藤沢市保育課窓口へ書類をご提出いただく必要がありますので、ご自身で当該市区町村にご確認ください。

内定後・入所後の注意事項

入所前の面談について

内定後、内定した園と面談(保護者・内定児童と共に)を行い、入所するにあたり、**お子様のアレルギーや持病・障がい等の状況を把握し、保育施設の人員体制等、安全な保育体制が整うことが確認できた上で**入所が決定となります。
内定月前月末日までに、面談が実施されない場合は、**入所の意思がないものとみなし、内定取消となる場合**があります。

就労開始・復職について

入所審査時点での状況に応じて、入所後、次の期日までに保護者の方に就労開始や復職等をしていただく必要があります。なお、**期日までに就労開始や育児休業からの復職が出来ない場合は退園**となりますのでご注意ください。
■育児休業を取得している場合 ･･･ **入所した翌月の15日まで**に復職
※入所決定後、復職せずに退職した場合や、復職後に産前産後休暇や病気休暇などを取得する予定であっても、入所後の翌月15日までに就労を開始(又は育児休業から復職)する必要があります。
■求職中・就労内定中・月64時間未満の就労をしている場合 ･･･ **入所から2か月以内に**月64時間以上の就労開始

市外在住者について

市外在住の方が藤沢市認可保育施設に内定した場合は、次のことにご注意ください。
■**転入予定で申込みをしていた場合** ･･･ 入所月前月末までに藤沢市への転入手続きを行い、藤沢市保育課へ所定の書類(内定時にご案内いたします)をご提出ください。**なお、転入及び手続の完了が確認できない場合は内定取り消し**となります。
■**在勤要件で申込みをしていた場合** ･･･ 父母のどちらかが藤沢市に在勤している限りは利用を継続することができます。**退職等により、藤沢市への在勤者がいなくなった、又は住民登録地の市区町村において保育の認定がなくなった時点で退園**となります。
■**湘南ライフタウン内の茅ヶ崎市堤地区(1～110 番地)在住の場合** ･･･ 左記番地内に居住している限りは利用を継続することができます。**茅ヶ崎市堤地区(1～110 番地)及び藤沢市以外に転居した、又は茅ヶ崎市において保育の認定がなくなった時点で退園**となります。

内定辞退／育休から復職せずに退園する場合

内定辞退をご希望の場合は、保育課及び内定した保育施設へご連絡の上、速やかに「保育施設入所申込取下届・内定辞退届」(入手先はP24の二次元コード①参照)を保育課へ提出し、保護者の本人確認書類のコピーの添付又は窓口で原本をご提示の上、内定辞退の届け出の提出を**必ず**行ってください。
内定辞退した入所月については、入所保留通知を発行することはできませんので、併せてご承知おきください。また、内定辞退した時点で、辞退した保育施設だけではなく、申込みをした全ての施設について取下げとなります。再度、利用を希望する場合はもう一度全ての書類を提出していただく必要があります。
また、内定辞退したことがある児童が再度保育施設等へ入所申込みをした場合、**入所決定するまで、又は3年度経過するまで、基礎点数が2点減算**となります。**保護者が育休中で申請したものの、入所後復職せずに退園した場合についても同様の扱い**とします。(減算年度についてはP21の「☆ 申込みを取り下げる場合」のとおり)

入所後市外へ転出する場合

児童が市外へ転出する場合、ご利用いただいている藤沢市認可保育施設は原則退園となります。ただし、転出先での保育施設への入所がかなわない場合は、転出先の市区町村で所定の手続きを行うことにより、**その年度内に限り**、在園している認可保育施設を継続して利用することができます。また、**転出後も父母のいずれかが藤沢市にて在勤・在学している場合は、年度をまたいだ後も藤沢市認可保育施設を継続利用することができます**(退職等により、藤沢市への在勤者がいなくなった、又は住民登録地の市区町村において保育の認定がなくなった時点で退園)。
転出後も藤沢市認可保育施設を利用したい場合は、在園している保育施設に一度退園届をご提出いただき、新住所地の転入手続きが完了したら、新住所地の窓口で藤沢市認可保育施設を継続利用する手続きを行ってください。

長期欠席する場合

連続して2か月以上保育施設を欠席(長期入院や保護者の里帰り出産などを含む)する場合は、原則として退園となります。長期欠席をする予定がある場合は、必ず事前に保育課へご相談ください。

状況が変わった場合

保護者の就労の内容が変わった(転職、育休開始、退職など)、家族構成が変わった(別居、同居、離婚など)等、児童や家族の状況が変わった場合は、その都度所定の書類を提出する必要があります。詳細は、内定・入所後に保育施設又は保育課へお問い合わせください。

よくある質問



Q1：保育施設の空き状況を知りたい。

A：藤沢市ホームページにて毎月の審査後(およそ20日頃)に掲載しています。なお、掲載されているデータは随時更新ではありませんので、空き人数についての詳細は回答していません。また、保育施設の状況によっては、定員上空きがあっても満員まで受け入れをすることができない場合もあります。

Q2：申込ナビ(この冊子)を読んだけれど、保育施設の申込みや選び方についてより詳しく相談したい。

A：本冊子でご不明点がございましたら、保育課までお問い合わせください。また、藤沢市では「保育コンシェルジュ」による予約制の相談業務を行っております。詳細はP24のご案内及び二次元コード⑤⑬をご覧ください。

Q3：見学をしていない保育施設へ入所申込みをすることはできますか？

A：家庭的保育事業につきましては、見学をしていない場合入所決定をすることができません。他の施設については、見学をしていない保育施設もお申込みは可能ですが、転入予定の方であっても、**事前見学を推奨します**。なお、**持病やアレルギーなどがある場合は、申込み前に必ず保育施設に事前見学又は事前相談をしてください**。

Q4：就労先での育児休業の取得(延長)申請のために、入所保留通知が必要と言われた。

A： 就労先から指定を受けた対象期間をご確認の上、入所申込みを行ってください。いかなる理由においても、**申込みをしていない月や申込取下げをした月においての結果通知を発行することはできません**のでご注意ください。
また、**審査の結果内定し、内定辞退をした場合には、入所保留通知を発行することはできません**(内定通知の発行のみの取り扱いとなる)のでご承知おきください。
なお、就労先によっては申込書類のコピーを保護者へ求めることがありますが、原則、**申込受付後の申込書類についてはコピーを保育課から交付することはできません**。就労先にご確認の上、必要に応じて、申込前にご自身でコピーをおとりください。

Q5：藤沢市内の認可保育施設と藤沢市外の認可保育施設の両方を申込みたい。

A：市区町村によってお申込みできる要件が異なりますので、各市区町村にご確認ください。**また、申請されたいずれかの施設において内定された場合には、その他市内外全ての保育施設の申込みは次回の審査以降取下げ扱いとなります。**また、市内外それぞれの施設において内定され、藤沢市の保育施設を内定辞退する場合には-2点の減算の対象となります。他の認可保育施設へ転園を希望する場合は、改めてお申込みいただく必要がございます。
なお、申請される際は、**市内認可保育施設申込み分と、市外認可保育施設申込み分とで1部ずつ書類をご用意ください。**

Q6：小規模保育施設卒園児とそのきょうだいの加点について知りたい。

A：小規模保育事業の卒園児が卒園時に他園への転園をする際に、卒園児以外で同時に新年度4月からの入所を希望しているきょうだいがいる場合は、卒園児が内定した施設に対するきょうだい加点(基礎点に+2点の加点)は4月2次審査から反映となります(1次審査の時点では同時に小規模保育施設の行き先についても審査をしているため、きょうだいに加点をすることはできません)。詳細は下記例をご確認ください。藤沢ベビーセンター、湘南台つぼみ、ときわぎ保育園(2歳コース)卒園児についても同様の取扱いとなります。また、小規模保育事業については定員の弾力化を行い、3歳児まで受け入れが可能な場合もありますので、保育施設へお問い合わせください。

小規模卒園児のきょうだい加点(新年度)の例

(例)

【兄】藤沢太郎：小規模保育施設Ａを２０２７年３月に卒園し、Ａの連携園である認可保育施設Ｂへ、２０２７年４月より転園内定。

【妹】藤沢花子：２０２７年４月の１次審査分から新たに入所申込み。希望園のうち１つが認可保育施設Ｂである。

→【４月１次入所審査】この時点では太郎の内定先が決まっていないため、Ｂにおけるきょうだい加点を花子に適用することは不可

→【４月２次入所審査以降】花子のＢの入所審査についてのみ加点(他の保育施設の審査についてはきょうだい加点なし)

Q7：4月入所の1次申込期間中に、申込みについての質問や相談はできますか？

A：電話・窓口ともにお問い合わせやご相談は可能です。ただし、その場で申込書類を提出することはできませんのでご了承ください(申込書類・返信用封筒を封筒に封緘した状態で専用BOXに投函していただく形のみ受付可能です)。また、期間中は混雑が予想されますので、日にちに余裕をもってのご相談や、保育コンシェルジュの予約などご検討ください。

Q8：審査における順位や申込人数などを確認することはできますか？

A：入所申込み及び審査を行った保育施設のクラスにおける、内定者を除いた申込順位については回答できます。ただし、問い合わせは窓口にて書面でご申請いただき、後日回答(最長で2週間後)となりますのでご了承ください。なお、申込人数については、Q1の空き状況同様、藤沢市ホームページに掲載しています。

Q9：認可保育施設の入所を待っている間、子どもを別のところに預けたい

A：藤沢市には、一時預かり事業、認可外保育施設、幼稚園、ファミリーサポート事業など、認可保育施設の他にも児童を預ける事業があります。その他、子どもの成長や育ちを応援することを目的とした乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)もありますので、ご家庭の状況にあわせて、利用をご検討ください。詳しくは、施設に直接お問い合わせいただくか、P24の二次元コード(⑦、⑨～⑪、⑭)をご利用ください。

保育コンシェルジュについて

申込ナビを読んだけれどもっと聞きたい、書類の書き方について教えてほしい、引っ越してきたばかりでどんな保育施設があるのか分からない･･･保育施設に関するご相談をコンシェルジュがお伺いします。直接お越しいただくことが難しい方は、電話相談での対応も可能です。**完全予約制で、**藤沢市市民ポータルサイト(ふじまど)を利用したオンライン予約となります。**「二次元コード集」にある⑬保育コンシェルジュ予約**からご予約ください。※電話予約不可

※アカウント登録が必要です。

※60日先までの予約が可能です。

■市役所本庁舎

相談受付日　月～金曜日(土日祝日除く)

実施時間　１組１時間(ピーク期間では実施時間を短く設定する場合があります)

場所　市役所本庁舎３階　保育課

■出張相談

相談受付日･実施時間　次の「二次元コード集」⑤にてご確認ください。

場所　湘南台市民センター(子ども室)、辻堂子育て支援センター、六会子育て支援センター

なお、当事業は、状況により予告なく中止や変更をする場合がありますので、ご了承ください。



二次元コード集

①申込書類について

②保育施設の空き状況について(5月以降の入所分)

③保育施設の申込み状況について(5月以降の入所分)

④4月1次の申込結果について

⑤保育コンシェルジュについて

⑥認可保育施設一覧

⑦特別保育(一時預かり、休日保育、病児･病後児保育)について

⑧藤沢市特別保育予約システム

⑨認可外保育施設について

⑩幼稚園･幼児教育施設について

⑪ファミリーサポート事業について

⑫市内認可保育施設での医療的ケアが必要なお子様の受入れについて

⑬保育コンシェルジュ予約

⑭乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)



申込書類を提出する前に確認！

･締め切りは間に合っていますか？提出書類はそろっていますか？
→Ｐ１０～１６を確認しましょう

･希望する保育施設は全部漏れなく記入していますか？
→Ｐ２７～Ｐ３５を確認しましょう

･申込書類の書き間違えや未記入部分はありませんか？
→Ｐ３６～Ｐ４２を確認しましょう

その他の事業・制度について

藤沢市では通常保育以外にも、多様なニーズに対応できるよう、次のとおり様々な事業を実施しています。

一時預かり

家庭において保育をうけることが一時的に困難となる児童について、必要な保育を行う事業です。
利用は原則として**週3日以内**となります。(出産・入院を伴う緊急的一時預かりの場合を除く)
※離乳食の提供はしておりません。

(1)非定型的一時預かり
保護者の就労・就学・職業訓練等の理由により、**週 3 日以内**で利用可(曜日と時間は固定)。
※就労や在学を証明する書類が必要となります。

(2)緊急的一時預かり
通院・冠婚葬祭など社会的にやむを得ない場合、**月 10 日以内**で利用可。
保護者の出産・入院の場合は、**月 14 日以内**で利用可。

(3)私的理由による一時預かり
保護者の育児負担軽減やリフレッシュなどの理由により、**月 4 日以内**で利用可。

■対象
市内に居住する**1歳以上の未就学児**
(認可保育施設・認定こども園(保育利用)・小規模保育事業・家庭的保育事業を利用している方を除く)
※一部施設では認可保育施設等に通所している方、市外在住者の方も利用可能です。

■利用料 (内 給食食材料費 260 円)
◆ 4 時間以内 ： 1,200 円　　◆ 4 時間超 8 時間以内 ： 2,400 円
※全年齢共通・市内利用者の場合 (給食提供の有無に関わらず、給食食材料費が含まれます)

※**P5 にて記載の無償化の対象となる場合は、別途、保育課幼児教育(無償化)担当(TEL:0466-50-8226)でのお手続きが必要**です。(給食食材料費は無償化の対象にはなりません。)

■保育時間
月～金曜日(ただし保育施設の開所日) 8:30～17:00 のうち 1 日当たり最長 8 時間

休日保育

※この事業は認可保育施設・認定こども園(保育利用)を利用、又は家庭的保育事業・小規模保育事業を利用している児童が対象です。

日曜日又は休日において、保護者の就労等により家庭での保育が困難な児童に対して保育を行う事業です。

■実施施設(2026 年 9 月時点)

・キディ鵠沼・藤沢	TEL0466-52-2345
・キディ湘南C-X	TEL0466-30-3515
・どれみチャイルドくらぶ にじ	TEL0466-44-0194

■対象
生後6か月経過後から小学校就学前までの児童で、認可保育施設・認定こども園(保育利用)を利用していること、家庭的保育事業及び小規模保育事業を利用していること。

■利用料　なし(0円)

■利用予約
予約期間等の詳細は、P24の二次元コード⑦からご確認ください。

病児・病後児保育

※受け入れの条件が施設により異なる場合がありますので、実施施設へお問い合わせください。

子どもが病気やその回復期であり、かつ保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に一時的に保育を行う事業です。
（市内に在住・在勤・在学の方が利用できます。）

◆利用期間　1 回(1 疾病)当たり 7 日間まで《原則》
※利用前に、医療機関から**医師連絡票の発行を受け、利用日当日に持参**してください。

病 児 保 育

病気の回復期に至っておらず、集団保育が困難な場合

■実施施設(2026 年 9 月時点)

・長後中央医院併設型 病児ほいくしつ湘南	TEL0466-43-6307
・藤が岡保育園 病児保育室	TEL0466-27-8250
・キディ湘南 C-X	TEL080-8701-8912

■利用料　2,000 円(1 日あたり)

病 後 児 保 育

病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合

■実施施設(2026 年 9 月時点)

・キディ鵠沼・藤沢	TEL0466-52-2345
・保育園小さなほし	TEL0466-41-3660

■利用料　1,500 円(1 日あたり)

●「一時預かり」「休日保育」「病児・病後児保育」の予約方法

『藤沢市特別保育予約システム』への利用登録が必要です
➡藤沢市特別保育予約システム　https://fujisawa.hoiku.michi-shiru.jp/　（P24 の二次元コード⑧）

※利用登録後、利用する施設で面談をしていただき、予約が可能となります。
※受け入れの条件については、施設によって異なる場合がありますので、実施施設へお問い合わせください。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子どもの成長や育ちを応援することを目的とし、保育所等に通っていない児童を対象に、月で決められた時間以内で、本事業を実施する施設に通園できる制度です。（詳細はP24の二次元コード⑭からご確認ください。）

■対象
保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていない、**0 歳 6 か月から満 3 歳未満(誕生日の前々日まで)**の児童

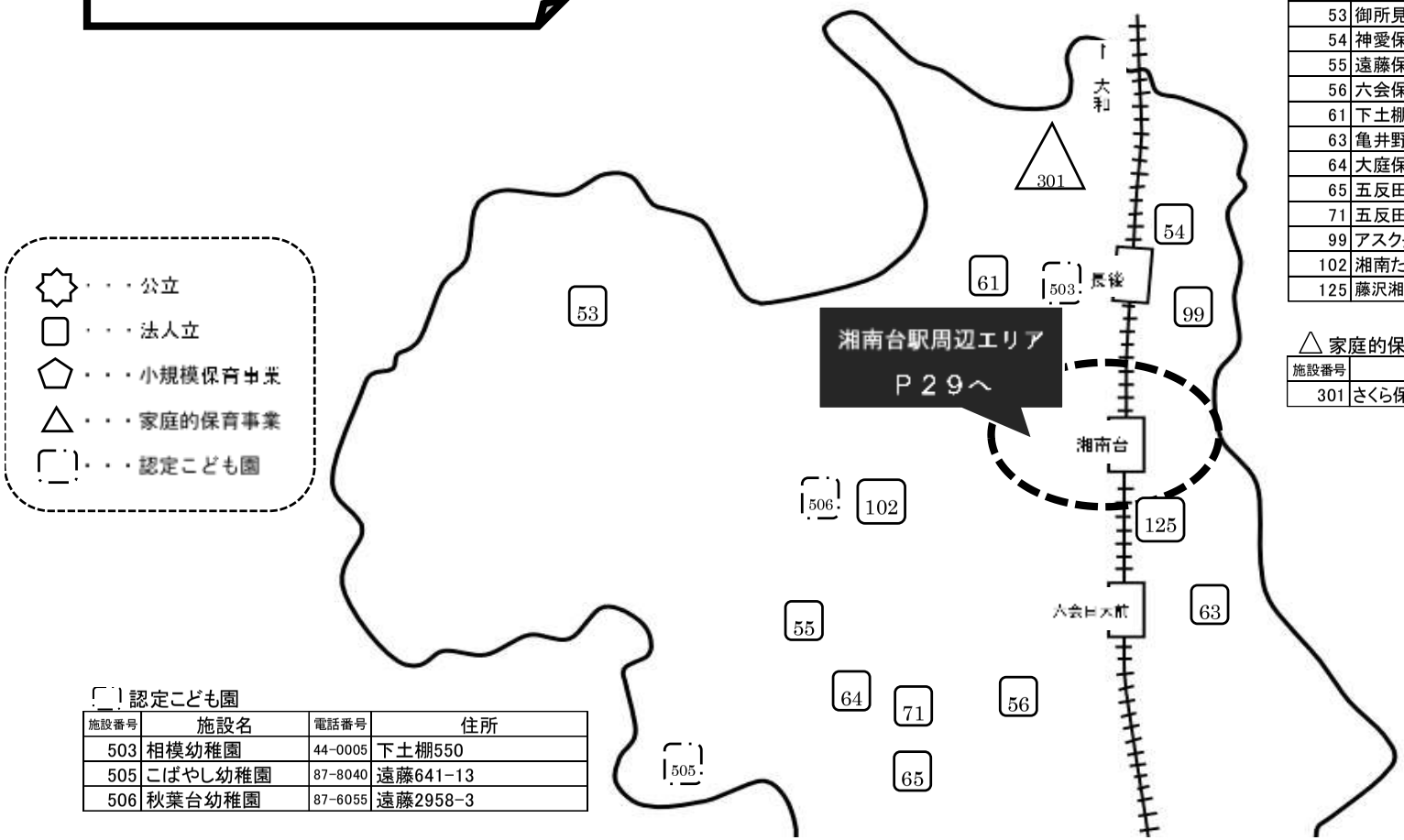
■利用料　300 円(1 時間あたり)
※給食費等の実費が発生する場合あり。

各事業・制度の実施内容や実施施設は、年度途中で変更となる場合があります。
最新の情報は、保育課にお問い合わせいただくか、藤沢市ホームページ(P24)でご確認ください。



認可保育施設マップ

※2026年9月時点



□ 法人立

施設番号	施設名	電話番号	住所
53	御所見愛児園	48-1070	用田569
54	神愛保育園	44-0065	高倉745
55	遠藤保育園	87-3251	遠藤2469
56	六会保育園	81-5011	亀井野914-5
61	下土棚保育園	44-2670	下土棚1014-1
63	亀井野保育園	82-1654	亀井野4-4-2
64	大庭保育園	87-1795	遠藤732-9
65	五反田保育園	87-8764	石川646-22
71	五反田つばさ保育園	86-6558	石川3-30-12
99	アスク長後保育園	46-3251	高倉672-4
102	湘南たんぽぽ保育園	87-8000	石川6-18-46
125	藤沢湘南台雲母保育園	41-2511	湘南台7-47-13

△ 家庭的保育事業 ※申込み時点で見学済みであることが必須です。

施設番号	施設名	電話番号	住所
301	さくら保育室	44-2105	長後1432-46

□ 認定こども園

施設番号	施設名	電話番号	住所
503	相模幼稚園	44-0005	下土棚550
505	こばやし幼稚園	87-8040	遠藤641-13
506	秋葉台幼稚園	87-6055	遠藤2958-3

市内保育施設の位置情報は、こちらの二次元コードでもご確認いただけます。





認定こども園

施設番号	施設名	電話番号	住所
502	藤沢いずみ幼稚園	81-2808	亀井野3224

法人立

施設番号	施設名	電話番号	住所
51	わかたけ保育園	34-2417	辻堂3-9-16
57	神明保育園	25-3518	鵠沼神明5-5-32
58	富士見保育園	25-7211	片瀬5-13-15
59	白旗保育園	26-3440	藤沢2-5-1
62	二葉保育園	33-1823	鵠沼海岸6-6-10
66	高谷保育園	26-2737	村岡東3-413-1
69	しんめいはじめ保育園	54-9906	鵠沼神明1-4-21 NTTｺﾑ湘南藤沢ﾋﾞﾙ1F
72	キディ鵠沼・藤沢	52-2345	鵠沼藤が谷1-7-8
75	グリーンキッズ湘南	81-7300	大庭7990-1
77	キディ鵠沼・藤沢（分園）	52-2370	鵠沼藤が谷1-8-16
79	湘南ひばり保育園	86-7766	柄沢2-7-23
80	保育園アワーキッズ辻堂	86-5519	辻堂2-7-7　ｳｨﾝﾃﾞｨ湘南2F

公立

施設番号	施設名	電話番号	住所
3	鵠沼保育園	36-4594	本鵠沼3-16-25
5	善行保育園	81-6169	善行1-7-2
7	明治保育園	36-1221	城南3-6-18
8	浜見保育園	34-4545	鵠沼海岸4-7-34
14	高山保育園	33-1022	辻堂新町4-2-3
15	またの保育園	81-8727	西俣野1962-2
16	小糸保育園	87-9121	大庭5103-3

※善行保育園の住所は 2026 年 9 月時点で判明している園舎移転後の住所です。

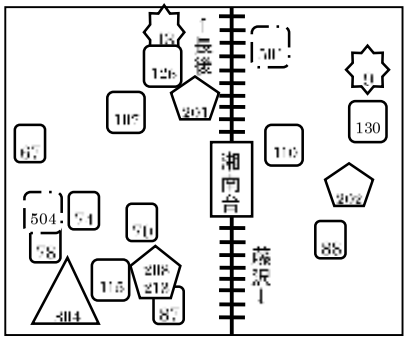
小規模保育事業

施設番号	施設名	電話番号	住所
203	保育ルーム　フロール	90-0466	善行7-6-10ﾀｺﾏｰﾙ齋ﾋﾞﾙ1F
212	ブライトキッズ大鋸保育園	53-8381	大鋸3-3-27　山王プラザ101
215	ニチイキッズ本鵠沼保育園	30-6055	本鵠沼4-7-9　ｸﾘｴｰﾄ湘南第7ﾋﾞﾙ2F
216	大庭あにまる保育園	41-9735	大庭5404-7　湘南ｴｽﾊﾟｽ3F
217	スクルドエンジェル保育園辻堂元町園	52-4367	辻堂元町5-13-11
218	ぽとふ藤沢	90-4812	辻堂元町1-11-3　山口ﾋﾞﾙ1F

法人立

施設番号	施設名	電話番号	住所
83	にじいろ保育園鵠沼神明	52-4601	鵠沼神明5-8-12
86	にじいろ保育園本鵠沼	41-9100	鵠沼桜が岡3-4-16
89	湘南まるめろ保育園	36-0500	城南1-16-16
90	グリーンキッズ湘南ライフタウン	53-8544	大庭5406-14
91	保育園あんふぁん	53-8558	辻堂1-4-2　I.Fビル2F・3F
93	善行あさぎ台保育園	47-9104	善行3-14-7
94	善行あにまる保育園	84-2358	善行7-3-5　ﾌﾟﾗﾝｼｪ善行1F
95	たかすな保育園	86-7676	辻堂西海岸2-12-1
96	鵠沼げんきっず保育園	35-6655	本鵠沼4-9-3
98	Gakkenほいくえん 藤沢SST	54-7167	辻堂元町6-17-1
101	辻堂すきっぷ保育園	86-7357	辻堂6-14-5
104	辻堂あいまーる保育園	33-7800	辻堂6-4-3
105	たけのこ保育園	90-5612	辻堂1-5-5
106	グリーンキッズ湘南村岡	90-5858	渡内3-8-67
108	湘南わもっか保育園	35-8300	城南1-21-17
111	ニチイキッズ湘南鵠沼保育園	38-6261	本鵠沼3-12-33　ﾍﾞﾙﾌﾟﾗｻﾞ1F
112	藤沢ひばりっこ保育園	47-6627	本町4-12-1CASSIA藤沢本町2F
114	ミラッツ湘南鵠沼保育園	47-7415	鵠沼藤が谷1-1-5　江ノ電ﾋﾞﾙ2F
117	善行・学びの保育園	86-5864	善行6-1-5
118	藤沢本町雲母保育園	25-8720	鵠沼神明5-11-13
127	ヴィラまなびの森保育園辻堂	52-5123	辻堂1-4-26

湘南台駅周辺エリア



※ときわぎ保育園２歳コース（ときわぎ保育園と同住所）の施設番号は 990 です。

☆ 公立

施設番号	施設名	電話番号	住所
9	湘南台保育園	43-3830	湘南台6-31-6
13	しぶやがはら保育園	44-4855	湘南台4-30-14

□ 法人立

施設番号	施設名	電話番号	住所
67	ときわぎ保育園	45-3711	円行2-3-1
70	すくすく保育園	44-2945	湘南台2-13-8　神中第5ビル2F
74	保育園小さなほし	41-3660	湘南台3-9-1
78	ときわぎ保育園（分園）	86-7111	円行2-10-5
87	湘南台南保育園	53-8014	湘南台2-31-11
88	まなびの森　湘南台もりのこ保育園	41-5355	湘南台1-21-10
107	湘南台つぼみ	53-9868	湘南台4-10-24
110	湘南台よつば保育園プラス	86-5255	湘南台1-1-1　湘南台ダイヤモンドマンション2F
115	湘南あかね保育園	90-5803	湘南台2-18-7　水嶋ハイツ1F
126	トレジャーキッズしょうなんだい保育園	47-9610	湘南台4-18-17
130	東よつば保育園プラス	45-8008	湘南台7-2-1

⬠ 小規模保育事業

施設番号	施設名	電話番号	住所
201	どれみちゃいるど保育室	43-0194	湘南台4-5-1　プレジャ湘南台2F
202	湘南台よつば保育園	41-3788	湘南台1-9-2　NKビルⅡ102
208	どれみチャイルドくらぶそら	44-0194	湘南台2-18-9～202・203
213	どれみチャイルドくらぶにじ	44-0194	湘南台2-18-9　1F

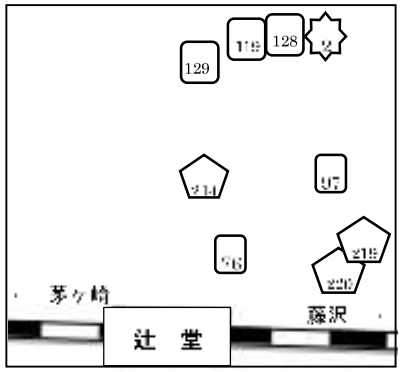
⌐¡ 認定こども園

施設番号	施設名	電話番号	住所
501	広田幼稚園	44-6335	湘南台5-28-1
504	青木幼稚園	45-9811	円行2-10-13

△ 家庭的保育事業　※申込み時点で見学済みであることが必須です。

施設番号	施設名	電話番号	住所
304	ちゅうりっぷ保育室	61-5680	湘南台3-13-10-114

辻堂駅北側エリア



☆ 公立

施設番号	施設名	電話番号	住所
2	辻堂保育園	36-6695	羽鳥1-1-70

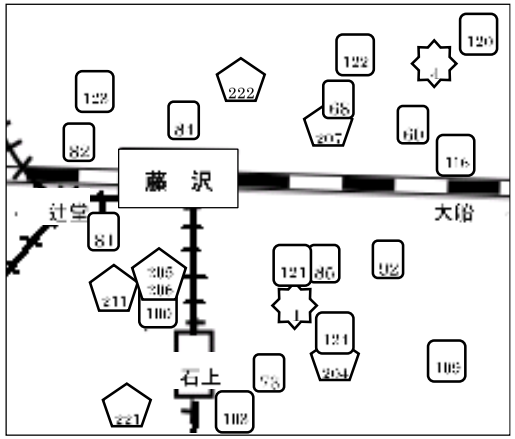
□ 法人立

施設番号	施設名	電話番号	住所
76	キディ湘南C－X	30-3515	辻堂神台1-3-39　オザワビル2・3F
97	アスク辻堂保育園	30-0380	辻堂新町1-14-19
119	辻堂ももはな保育園	53-9451	羽鳥1-1-20
128	きのこ保育園	47-6341	羽鳥１丁目3-12
129	きっずワン辻堂保育園	54-8835	辻堂神台2-2-44　エルム湘南3F

⬠ 小規模保育事業

施設番号	施設名	電話番号	住所
214	キッズ大陸mini辻堂園	31-0530	辻堂神台2-2-1　アイクロス1F
219	プリーズキッズ保育園辻堂新町園	54-9353	辻堂新町1-4-10
220	プリーズキッズ保育園辻堂駅前園	52-6036	辻堂新町1-2-21　新町GⅡビル203

藤沢駅周辺エリア



☆ 公立

施設番号	施設名	電話番号	住所
1	藤沢保育園	22-6889	鵠沼石上1-11-5
4	藤が岡保育園	22-2794	藤が岡2-3-5

□ 法人立

施設番号	施設名	電話番号	住所
60	村岡保育園	26-6431	大鋸1-2-15
68	藤沢ベビーセンター	22-5245	藤沢145
73	石上保育園	54-3311	鵠沼石上3-1-8
81	まなびの森　藤沢もりのこ保育園	24-5000	鵠沼花沢町1-12　第五相澤ビル2・3F
82	にじいろ保育園藤沢	54-8989	藤沢989-4
84	あいまーる保育園	52-4150	藤沢551-1　日進ビル2F
85	ゆめの森保育園	50-2896	鵠沼石上1-5-9　メガ・サンエスビル2F
92	保育園アワーキッズ南藤沢	53-9530	南藤沢17-10　グレイシャスK湘南1・2F
100	保育園アワーキッズ湘南	47-3910	鵠沼橘1-6-2
103	アスクくげぬま北保育園	22-0005	鵠沼石上3-1-3
109	さくらうみ保育園本園	52-8331	川名256-13　ナーサリー湘南1F
116	きっずワン弥勒寺保育園	47-3694	弥勒寺1-5-1
120	ピノキオ幼児舎藤沢保育園	41-9451	弥勒寺3-15-3
121	藤沢クローバー保育園	52-7625	鵠沼石上1-7-8
122	湘南クレヨン保育園朝日町園	21-8800	朝日町19-8
123	藤沢西保育園	20-1130	藤沢1022-1
124	藤沢よつば保育園プラス	20-7700	鵠沼石上2-6-9

⬠ 小規模保育事業

施設番号	施設名	電話番号	住所
204	マシュマロ保育園	55-5560	鵠沼石上2-8-5
205	藤沢よつば保育園第一	47-8812	鵠沼橘1-1-7　2F
206	藤沢よつば保育園第二	47-8812	鵠沼橘1-1-7　2F
207	湘南クレヨン保育園	55-1419	朝日町11-3～101
211	さくらうみ保育園鵠沼橘園	47-6364	鵠沼橘1-3-8　グレイシャスK鵠沼1F
221	サクラフェリーチェ保育園鵠沼桜が岡	28-0123	鵠沼桜が岡1-6-5
222	グリーンキッズ湘南ミナパーク	53-7444	藤沢607-1　藤沢商工会館ミナパーク1F

※全て 2026 年 9 月時点のものです。

認可保育施設基本情報

※下記の表をご覧いただく際の注意点※

- ●児童の発達状況等によっては預かり時間が変わる場合があります。
- ●保育施設の状況等によっては、規定の月齢での対応ができない場合もあります。
- ●最新の状況は各施設にご確認ください。
- ●「駐車場」表記に※印がついている場合は、駐車台数制限、要事前登録、有料等諸条件を設定している場合がありますので、詳細は施設まで直接お問い合わせください。
- ●施設番号の後ろに「★」マークがついている園については3歳児以降（68　藤沢ベビーセンター　及び　107　湘南台つぼみは4歳児以降）に必ず転園が必要な園になります。
- ●家庭的保育事業（301さくら保育室　及び　304　ちゅうりっぷ保育室）については希望前に必ず事前見学が必要です。

各園独自のHP、園庭の有無、近くの公園の情報などについては、P２４の二次元コード⑥からご確認ください！



公立

施設番号	施設名	定員						預かり時間（月～金曜日）	預かり時間（土曜日）	受入月齢	駐車場	備考（移転情報等）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳					
1	藤沢保育園	15	25	30	35	37	38	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
2	辻堂保育園	15	25	30	35	37	38	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
3	鵠沼保育園	9	15	18	20	21	27	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
4	藤が岡保育園	12	20	24	28	28	28	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
5	善行保育園	12	20	28	38	40	40	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
7	明治保育園		15	17	17	22	23	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	令和14年3月31日をもって閉園予定
8	浜見保育園	9	15	18	20	28	30	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
9	湘南台保育園	9	15	18	20	28	30	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
13	しぶやがはら保育園	15	20	24	26	27	28	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
14	高山保育園	9	15	18	20	28	30	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	×	
15	またの保育園	6	9	15	20	20	20	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
16	小糸保育園	9	15	18	20	28	30	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	・施設老朽化等の状況を踏まえ閉園について検討中

法人立

施設番号	施設名	定員						預かり時間（月～金曜日）	預かり時間（土曜日）	受入月齢	駐車場	備考（移転情報等）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳					
51	わかたけ保育園	12	18	18	18	18	18	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳クラスは離乳食終了から	満6ヶ月より	○	
53	御所見愛児園	15	22	26	28	29	30	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児クラスは要相談	満5ヶ月より	○	
54	神愛保育園	9	15	20	24	26	26	7:00～19:00 ※1歳未満は7:30～18:00	7:30～17:00 ※離乳食終了から	満6ヶ月より	○	
55	遠藤保育園	12	15	18	25	25	25	7:30～18:00（0～1歳クラス） 7:00～19:00（2歳クラス～）	7:30～12:30（0歳クラス） 7:30～16:45（1歳クラス～） ※0歳児は離乳食終了から（要相談）	満6ヶ月より	○	
56	六会保育園	12	15	18	25	25	25	7:30～18:00（0～1歳クラス） 7:00～19:00（2歳クラス～）	7:30～12:30（0歳クラス） 7:30～16:45（1歳クラス～） ※0歳児は離乳食終了から（要相談）	満6ヶ月より	○※	
57	神明保育園	12	16	19	26	26	26	7:30～18:00（0歳児クラス） 7:00～19:00（1歳児クラス～） ※0歳児は離乳食終了後から（要相談）	7:30～14:00（0歳児クラス） 7:00～17:00（1歳児クラス～） ※0歳児は要相談	満5ヶ月より	○※	
58	富士見保育園	12	20	24	27	30	30	7:15～19:15 標準時間保育は7:15～18:15	7:30～17:00 ※0歳児は離乳食終了から（要相談）	満6ヶ月より	○※	
59	白旗保育園	12	17	20	23	24	24	7:15～18:15（0歳クラス） 7:15～18:45（1歳クラス～） ※満1歳までは8:30～17:00 標準時間保育は7:15～18:15	7:30～17:00 ※満1歳までは8:30～17:00 ※離乳食児は15:00まで	満5.5ヶ月より	×	
60	村岡保育園	9	18	21	24	24	24	8:00～18:00（1歳児未満） 7:00～19:00（1歳児以上）	7:30～17:00（1歳児以上） ※0歳児クラスは要相談	満6ヶ月より	○	
61	下土棚保育園	12	18	22	24	24	26	7:15～18:15（0歳クラス） 7:15～18:45（1歳クラス～） ※満1歳までは8:00～17:30 標準時間保育は7:15～18:15	8:00～12:30（1歳未満） 7:30～17:00（満1歳以上） ※0歳クラスは要相談	満6ヶ月より	○	
62	二葉保育園	9	20	24	24	24	24	7:15～18:15（0歳クラス） 7:15～18:45（1歳クラス～） ※満1歳までは8:30～17:00 標準時間保育は7:15～18:15	8:30～17:00（0歳クラス） 7:30～17:00（1歳クラス～） ※満1歳までは12:30まで ※離乳食児は15:00まで	満5.5ヶ月より	○	
63	亀井野保育園	10	20	24	24	24	24	7:30～18:00（0～1歳クラス） 7:00～19:00（2歳クラス～）	7:30～16:00 ※満1歳までは12:30まで	満6ヶ月より	○	
64	大庭保育園	12	17	22	24	25	25	7:00～19:00	7:30～17:00 ※0歳児クラスは要相談	満5ヶ月より	○	
65	五反田保育園	12	25	28	28	28	29	7:00～18:30	7:30～17:00	満6ヶ月より	○※	
66	高谷保育園	12	20	24	24	24	24	7:00～19:00	7:00～18:00	満5ヶ月より	○	
67	ときわぎ保育園	15	25	25				7:00～19:00	7:30～17:00	満6ヶ月より	○	・3歳児クラスからは「78 ときわぎ保育園分園」に転園となります。
990★	ときわぎ保育園（2歳コース）		5	5				7:00～19:00	7:30～17:00	1歳児クラスより	○	

法人立

施設番号	施設名	定員						預かり時間（月～金曜日）	預かり時間（土曜日）	受入月齢	駐車場	備考（移転情報等）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳					
68★	藤沢ベビーセンター	11	15	15	15			7:30～20:00 標準時間保育は7:30～18:30	7:30～19:00 標準時間保育は7:30～18:30	満2ヶ月より	○	
69	しんめいはじめ保育園	9	15	16	16	17	17	8:30～17:00（0歳児クラス） 満1歳の誕生日から7:30～18:00（要相談） 7:00～19:00（1歳児クラス～）	7:00～17:00（1歳児クラス～） ※0歳児クラスは要相談	満6ヶ月より	○※	
70	すくすく保育園	6	9	9	12	12	12	7:00～19:00	7:00～18:00	満5ヶ月より	×	
71	五反田つばさ保育園	9	15	24	24	24	24	7:00～19:00	7:30～17:00 ※離乳食は後期食から対応	満6ヶ月より	○※	
72	キディ鵠沼・藤沢	12	15	18	20	26	27	7:00～20:00	7:00～18:00	満3ヶ月より	○	
73	石上保育園	6	8	10	12	12	12	7:00～19:00 ※離乳食未完了児の延長保育は要相談	7:00～18:00 ※離乳食未完了児は要相談	満5ヶ月より	○※	
74	保育園小さなほし	6	12	12	12	12	12	7:00～20:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○※	
75	グリーンキッズ湘南	15	20	24	27	27	27	7:00～19:00 ※0歳児の延長保育は要相談	7:00～18:00 ※0歳児は要相談	満6ヶ月より	○	
76	キディ湘南C－X	24	35	39	44	44	44	7:00～20:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	×	
77	キディ鵠沼・藤沢（分園）	6	6	6	6			7:00～20:00	7:00～18:00	満3ヶ月より	○	・4歳児クラスからは「72　キディ鵠沼・藤沢本園」に転園となります。
78	ときわぎ保育園（分園）				25	25	25	7:00～19:00	ときわぎ保育園（本園）での合同保育	3歳児クラスより	○	
79	湘南ひばり保育園	15	20	24	26	27	28	7:00～19:00 ※0歳児の延長保育は要相談	7:00～18:00 ※1歳児クラスから	満6ヶ月より	○	
80	保育園アワーキッズ辻堂	6	20	20	24	24	24	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から（要相談）	満6ヶ月より	×	
81	まなびの森　藤沢もりのこ保育園	6	10	12	14	14	14	7:00～20:00	7:00～20:00	満6ヶ月より	×	
82	にじいろ保育園藤沢	6	12	14	16	16	16	7:00～20:00	7:00～18:00	生後57日より	○※	
83	にじいろ保育園鵠沼神明	6	12	14	16	16	16	7:00～20:00 ※0歳児の延長保育については備考参照	7:00～18:00 ※0歳児については備考参照	満5ヶ月より	×	0歳児の延長保育・土曜日保育利用についてはお子様の発育状況や体調をふまえながらご相談させていただく場合があります。
84	あいまーる保育園	6	8	9	9	9	9	7:00～20:00	7:00～18:00	生後57日より	×	
85	ゆめの森保育園	6	10	12	14	14	14	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	×	
86	にじいろ保育園本鵠沼	6	12	14	16	16	16	7:00～20:00	7:00～18:00 ※0歳児については備考参照	生後57日より	×	0歳児の土曜日保育利用については、子どもの発育に応じてご相談させていただきます。
87	湘南台南保育園	9	12	12	13	13	13	7:00～19:00 ※離乳食未完了児は延長保育は要相談	7:00～18:00 ※離乳食未完了児に関しては要相談	満6ヶ月より	○	

法人立

施設番号	施設名	定員						預かり時間（月～金曜日）	預かり時間（土曜日）	受入月齢	駐車場	備考（移転情報等）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳					
88	まなびの森 湘南台もりのこ保育園	6	16	17	17	17	17	7:00～20:00	7:00～19:00	満6ヶ月より	○※	
89	湘南まるめろ保育園	9	15	16	16	16	16	7:00～19:00	7:00～19:00 ※0歳児は離乳食終了から（要相談）	満6ヶ月より	○	
90	グリーンキッズ湘南ライフタウン	8	12	16	18	18	18	7:00～19:00 ※0歳児の延長保育は要相談	7:00～18:00 ※0歳児は要相談	満6ヶ月より	○	
91	保育園あんふぁん	6	10	11	11	11	11	7:00～19:00	7:00～18:00	満2ヶ月より	×	
92	保育園アワーキッズ南藤沢	9	15	18	23	23	23	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から（要相談）	満6ヶ月より	×	
93	善行あさぎ台保育園	4	8	9	9	9	9	7:00～19:00	7:00～18:00 （0歳児は離乳食完了期から）	満5ヶ月より	○	
94	善行あにまる保育園	2	3	4	8	8	8	7:00～19:00 ※延長保育　0歳児は離乳食終了から	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から	満6ヶ月より	○	
95	たかすな保育園	9	18	20	22	22	22	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
96	鵠沼げんきっず保育園	6	15	15	18	18	18	7:00～19:00 ※0歳児の延長保育は要相談	7:00～19:00 ※0歳児は要相談	満6ヶ月より	○※	
97	アスク辻堂保育園	6	10	11	11	11	11	7:00～20:00	7:00～18:00	満2ヶ月より	○	
98	Gakkenほいくえん 藤沢SST	6	10	11	11	11	11	7:00～20:00	7:00～18:00	生後57日より	×	
99	アスク長後保育園	6	10	11	11	11	11	7:00～20:00	7:00～18:00	満2ヶ月より	○	
100	保育園アワーキッズ湘南	9	15	24	24	24	24	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	×	
101	辻堂すきっぷ保育園	6	10	11	11	11	11	7:00～20:00	7:00～18:00	生後57日より	○	
102	湘南たんぽぽ保育園	6	10	15	15	16	16	8:00～18:15（0歳児クラス） 7:00～19:00（1歳児クラス～） 標準時間保育は7:15～18:15	7:30～17:30 ※0歳児クラスは要相談	満5ヶ月より	○	
103	アスクくげぬま北保育園	6	15	15	18	18	18	7:00～20:00	7:00～18:00	満2ヶ月より	○※	
104	辻堂あいまーる保育園	3	10	11	12	12	12	7:00～20:00	7:00～18:00	生後57日より	○	
105	たけのこ保育園	6	8	10	12	12	12	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳クラスは離乳食終了から（要相談） ※わかたけ保育園での合同保育	満6ヶ月より	×	
106	グリーンキッズ湘南村岡	8	15	16	17	17	17	7:00～19:00 ※0歳児クラスの延長保育は要相談	7:00～18:00 ※0歳児クラスは要相談	満6ヶ月より	○	
107★	湘南台つぼみ	6	15	17	22			7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児クラスは要相談	満5ヶ月より	○※	
108	湘南わもっか保育園	6	18	18	22	22	22	7:00～19:00	7:00～19:00 ※0歳児は離乳食終了から（要相談）	満6ヶ月より	○	

法人立

施設番号	施設名	定員						預かり時間（月～金曜日）	預かり時間（土曜日）	受入月齢	駐車場	備考（移転情報等）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳					
109	さくらうみ保育園本園	6	10	12	12	12	12	7:00～18:00（0歳児クラス） 7:00～20:00（1歳児クラス～）	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満4ヶ月より	○	
110	湘南台よつば保育園プラス	6	10	12	12	12	12	7:30～19:30 ※18:31以降は延長保育料がかかります。	7:30～18:30（延長保育なし）	満6ヶ月より	○	
111	ニチイキッズ湘南鵠沼保育園	6	10	12	12	12	12	7:00～19:00 (18:00～19:00延長保育)	7:00～19:00 (18:00～19:00延長保育)	生後57日より	○※	
112	藤沢ひばりっこ保育園	6	12	18	18	18	18	7:00～20:00 ※0歳児クラスの延長保育は要相談 ※予防接種必須	7:00～18:00 ※1歳児クラスから	満6ヶ月より	○	
114	ミラッツ湘南鵠沼保育園	6	14	15	15	15	15	7:00～19:00	7:00～19:00 ※0歳児は離乳食終了後（完了食に移行してから）。延長保育も同様です。	生後57日より	×	
115	湘南あかね保育園	6	10	12	12	12	12	7:00～19:00	7:00～18:00	満5ヶ月より	○	
116	きっずワン弥勒寺保育園	6	10	12	12	12	12	7:00～19:00 ※0歳児の延長保育は要相談	7:00～19:00 ※0歳児は離乳食後期頃から。延長保育は要相談	満5ヶ月より	○	
117	善行・学びの保育園	6	12	12	12	12	12	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から。延長保育も同様です。	満6ヶ月より	○	
118	藤沢本町雲母保育園	6	10	11	11	11	11	7:00～18:00 (18:00～延長保育)	7:00～18:00 (18:00～延長保育)	生後57日より	×	
119	辻堂ももはな保育園	6	10	12	12	12	12	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から	満5ヶ月より	○	
120	ピノキオ幼児舎藤沢保育園	3	15	15	15	15	15	7:00～20:00	7:00～20:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6ヶ月より	○	
121	藤沢クローバー保育園	6	15	17	17	17	18	7:00～19:00（18:00～延長保育）	7:00～19:00（18:00～延長保育）	生後60日より	×	
122	湘南クレヨン保育園朝日町園	6	10	12	12	12	12	7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
123	藤沢西保育園	6	12	14	16	16	16	7:00～19:00	7:00～18:00	生後57日より	○	
124	藤沢よつば保育園プラス	3	10	12	12	12	12	7:15～19:15 ※18:16以降は延長保育料がかかります。	7:15～18:15（延長保育なし）	満6ヶ月より	○※	
125	藤沢湘南台雲母保育園	6	10	11	11	11	11	7:00～20:00（18:00～延長保育）	7:00～20:00（18:00～延長保育）	生後57日より	○	
126	トレジャーキッズしょうなんだい保育園	6	8	10	12	12	12	7:00～19:00	7:00～19:00	生後57日より	○※	
127	ヴィラまなびの森保育園辻堂	6	10	11	11	11	11	7:00～20:00	7:00～19:00	満6か月より	×	
128	きのこ保育園	6	12	18	18	18	8	7:00～19:00	7:00～18:00 ※0歳児は離乳食終了から(要相談)	満6か月より	×	
129	きっずワン辻堂保育園	3	10	12	12	12	12	7:00～19:00 ※18:00以降は延長保育料がかかります。	7:00～19:00 ※18:00以降は延長保育料がかかります。	満5か月より	○	
130	東よつば保育園プラス	3	10	12	15	15	15	7:00～19:00 ※18:01以降は延長保育料がかかります。	7:00～18:00（延長保育なし）	満6か月より	○	

小規模保育事業

施設番号	施設名	定員 0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	預かり時間（月～金曜日）	預かり時間（土曜日）	受入月齢	駐車場	備考（移転情報等）
201★	どれみちゃいるど保育室		19					7:00～20:00	7:00～18:00	満1ヶ月より	○	
202★	湘南台よつば保育園		19					7:30～19:30 ※18:31以降は延長保育料がかかります。	7:30～18:30（延長保育なし）	満6ヶ月より	×	
203★	保育ルーム　フロール		19					7:15～19:30	7:15～18:15	満4ヶ月より	○	
204★	マシュマロ保育園		19					7:00～20:00	7:00～18:00	生後57日より	×	
205★	藤沢よつば保育園第一		19					7:20～19:20 ※18:21以降は延長保育料がかかります。	7:20～18:20（延長保育なし）	満5ヶ月より	×	
206★	藤沢よつば保育園第二		19					7:20～19:20 ※18:21以降は延長保育料がかかります。	7:20～18:20（延長保育なし）	満5ヶ月より	×	
207★	湘南クレヨン保育園		12					7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
208★	どれみチャイルドくらぶそら		19					7:00～20:00	7:00～20:00	満1ヶ月より	○	
211★	さくらうみ保育園鵠沼橘園		19					7:00～18:00（0歳児クラス） 7:00～19:00（1歳児クラス～）	7:00～18:00	満3ヶ月より	×	
212★	ブライトキッズ大鋸保育園		19					7:00～19:00	7:00～19:00	満5ヶ月より	○	
213★	どれみチャイルドくらぶにじ		19					7:00～20:00	7:00～20:00	満1ヶ月より	○	
214★	キッズ大陸mini辻堂園		19					7:00～19:30	7:00～18:00 （0歳児の利用は食事形態により要相談）	満5ヶ月より	×	令和11年3月31日をもって閉園予定
215★	ニチイキッズ本鵠沼保育園		19					7:00～19:00	7:00～19:00	生後57日より	○	
216★	大庭あにまる保育園		19					7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
217★	スクルドエンジェル保育園辻堂元町園		19					7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	○	
218★	ぽとふ藤沢		19					7:00～19:00	7:00～18:00	満6ヶ月より	×	
219★	プリーズキッズ保育園辻堂新町園		19					7:00～19:00	7:00～19:00	生後57日より	○	
220★	プリーズキッズ保育園辻堂駅前園		19					7:00～19:00	7:00～19:00	生後57日より	×	
221★	サクラフェリーチェ保育園鵠沼桜が岡		19					7:00～19:00	7:00～19:00	生後57日より	×	
222★	グリーンキッズ湘南ミナパーク		19					7:00～19:00 ※0歳児の延長保育は要相談	7:00～18:00 ※0歳児は要相談	満6ヶ月より	×	

家庭的保育事業

施設番号	施設名	定員 0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	預かり時間（月～金曜日）	預かり時間（土曜日）	受入月齢	駐車場	備考（移転情報等）
301★	さくら保育室		5					7:30～18:00		満6ヶ月より	○	申し込み前に必ず事前見学が必要です。
304★	ちゅうりっぷ保育室		5					8:00～18:00		満6ヶ月より	○	申し込み前に必ず事前見学が必要です。

認定こども園（保育利用）

施設番号	認定こども園	定員 0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	預かり時間（月～金曜日）	預かり時間（土曜日）	受入月齢	駐車場	備考（移転情報等）
501	広田幼稚園					30		7:30～18:30		3歳児クラスより	×	
502	藤沢いずみ幼稚園					20		7:30～18:30		3歳児クラスより	○	
503	相模幼稚園					20		7:30～18:30		3歳児クラスより	○	
504	青木幼稚園					30		7:30～18:30		3歳児クラスより	×	
505	こばやし幼稚園					20		7:30～18:30		3歳児クラスより	○	
506	秋葉台幼稚園					20		7:30～18:30		3歳児クラスより	○	

申込書類の記入例

教育・保育給付認定申請書　兼　保育施設利用申込書①

令和9年度　教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書　No.

藤沢市長 宛

《市使用欄》　□転園　□2人目　□育休B　□当月のみ　□出産　□市外直接　□申込書コピー済み
変更届：①　年　月　日　②　年　月　日　③　年　月　日
④　年　月　日　⑤　年　月　日

次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る認定を申請するとともに児童が保育を受けることを希望し、認可保育施設の利用を申し込みます。

・次の欄について、記入及び□に✓を入れてください。
・申込ナビP36～42の記入例等をご確認の上、記入の不備や、未記入部分がないようにしてください。

記入日：2026 年 10 月 5 日

住所	〒 ▲▲▲－▲▲▲▲ ☑ 藤沢市　□ 市外　朝日町●●番地の●　○○マンション101号室	携帯番号(父)	＊＊＊-＊＊＊＊-＊＊＊＊
		携帯番号(母)	＊＊＊-＊＊＊＊-＊＊＊＊

申込児童	氏名・ふりがな	性別	生年月日	マイナンバー・年齢	児童の状況
	ふじさわ きゅんすけ 藤沢 きゅん介	☑男 □女	2024年 7月 1日	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 2027年4月1日時点での年齢	
	ふじさわ きゅんな 藤沢 きゅん奈	□男 ☑女	2026年 8月 2日	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 2027年4月1日時点での年齢	

きょうだい含め、申し込む児童全員をここに記入してください。
例1：兄が転園申請、弟が新規入所申込みをする場合
例2：姉が以前より入所申込みをしており、妹が令和9年度から新規入所申込みをする場合
・・・などに該当する場合も、きょうだい2人の氏名等をここに記入してください。

4月入所申込みの場合は記入してください

0歳児が申し込みする場合、必ず入所時点で希望施設の受け入れ月齢に達することができるかの確認をしてください。

令和8年度から継続して申込み中の場合はチェックを入れてください。

2027年4月入所申込の保育希望開始時期		2027年5月以降保育希望開始時期	保育希望終了時期	
□4月1次から申込み	□4月2次から申込み	□令和8年度から継続して申込中 令和8年度第1希望園 (　　)	年　月 1 日から	□ 就学前まで □　年　月　日まで

5月～3月入所申込みの場合は記入してください

全ての方が記入してください

	希望保育施設番号・保育施設名	見学の有無・希望理由		希望保育施設番号・保育施設名	見学の有無・希望理由
第1希望	施設番号 0 0 1　施設名 藤沢保育園	見学 □未 ☑済 希望理由 自宅に近いため	第6希望	施設番号　施設名	見学 □未 □済 希望理由
第2希望	施設番号 0 0 2　施設名 辻堂保育園	見学 □未 ☑済 希望理由 父の職場に近いため	第7希望	施設番号　施設名	見学 □未 □済 希望理由
第3希望	施設番号 0 0 3　施設名 鵠沼保育園	見学 ☑未 □済 希望理由 母の職場に近いため	第8希望	施設番号　施設名	見学 □未 □済 希望理由
第4希望	施設番号　施設名	見学 □未 □済 希望理由	第9希望	施設番号　施設名	見学 □未 □済 希望理由
第5希望	施設番号　施設名	見学 □未 □済 希望理由			

施設番号についてはP30～P35を参照してください

「代表者」欄にご記入いただいた方へ、原則、審査の結果通知や入所後の案内書類などをお送りいたします。ご家庭で検討していただいた上でご記入ください。

↳藤沢市外の保育施設を希望する場合は、施設名の末尾[illegible]と施設名が違う場合は施設名を優先します。

	続柄	氏名・ふりがな	生年月日	マイナンバー・年齢	同居・別居	勤務先・就学先・在園名
代表者	□父 ☑母	ふじさわ きゅんこ 藤沢 きゅん子	1990年 1月 1日	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 2027年4月1日時点での年齢 ： 37 歳	☑同居 □別居	◆◆信用金庫 ○○支店
世帯の状況（申請児童・代表者以外の同一生計又は同居家族）	☑父 □母	ふじさわ きゅんいちろう 藤沢 きゅん一郎	1990年 2月 2日	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 2027年4月1日時点での年齢 ： 37 歳	□同居 ☑別居	株式会社☆☆ ▼▼営業所
	兄	ふじさわ きゅんた 藤沢 きゅん太	2015年 3月 3日	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 2027年4月1日時点	☑同居 □別居	■■小学校
	祖父	くげぬま ふじたろう 鵠沼 ふじ太郎	1960年 4月 4日			レストラン◇◇
	祖母	くげぬま ふじみ 鵠沼 ふじ美	1960年 5月 5日			なし
			年 月 日	2027年4月1日時点での年齢 ： 歳	□同居 □別居	

同居家族は全員分記入してください。
同一生計家族は、同居・別居にかかわらず記入してください。
※次のような場合も記入が必要です。
・単身赴任中・留学中などにより別居している場合
・住民票上別世帯だが、同居している又は生計が同一である場合

上記申込児童・代表者・同居家族の中で、障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている方がいましたら、全員の名前を下の欄に記入し、手帳のコピーをご提出ください。

交付を受けている方の氏名	

障がい者手帳・療育手帳の交付を受けているご家族がいる場合は、全員記入してください。

□8→R9希望園変更
□8→R9点数変更
□8→R9（　　）

教育・保育給付認定申請書　兼　保育施設利用申込書②

1　確認事項

①表面に記入していただいた希望月での入所がかなわなかった場合、本申請を継続しますか	☑ はい（2028年3月入所まで毎月審査を行います）	☐ いいえ（申込月のみ審査を行い、審査後は申請を自動的に取下げ扱いとします）
②2026年1月1日時点の父母の住民登録地	☐ 藤沢市	☑ 藤沢市外　➡申込ナビP13のとおり住民税課税証明書をご提出ください （当時の登録地:　〇〇　都・道・府・県　△△　市・区・町・村）
③2027年1月1日時点の父母の住民登録地	☑ 藤沢市	☐ 藤沢市外　➡申込ナビP13のとおり住民税課税証明書をご提出ください （当時の登録地:　都・道・府・県　市・区・町・村）
④現在生活保護を受給していますか	☑ いいえ	☐ はい
⑤家族の中で障がい者手帳又は療育手帳を受けている人はいますか	☐ いいえ	☑ はい　ご用意ください
⑥父母のいずれかが、市内の認可保育施設又は藤沢型認定保育施設、幼稚園で、保育士又は幼稚園教諭、保育補助者として、入所に伴い育児休業から復職又は就労開始する予定はありますか	☑ いいえ	☐ はい　➡申込ナビP14に記載の必要書類をご用意ください
⑦児童の母に出産予定はありますか	☐ いいえ	☑ はい　➡下の項目をご記入のうえ、母子手帳のコピーをご用意ください 出産予定日（ 2027年 2 月 16日 ） 産前産後休業の期間（ 2027年 1月 6日 ～ 2027年 4月13日 ） 産前産後休業後の予定 ☐ 退園する→出産要件に該当します（出産日の後8週目の日が入る月末で退園） ☐ 直ちに復職又は就労を開始する→就労要件に該当します ☑ 育児休業を取得する→就労要件に該当します （就労証明書と育児休業証明書兼育児休業に伴う継続申出書を提出）
⑧同時に申込する児童は2人以上いますか	☐ いいえ	☑ はい　➡裏面5をご記入ください （未記入の場合、同時期同園希望として審査させていただきます。）
⑨父母のうち、不在又は児童と離別、別居している方はいますか	☐ いいえ	☑ はい　➡下の項目を回答してください ☐ 未婚　☐ 離婚　☐ 死別 ☐ その他（　　） ➡事実発生日:　　年　　月　　日 ➡申込ナビP13に記載の必要書類をご用意ください ☑ 単身赴任中　☐ 入院中
⑩父母のうち、会社勤めではない就労をしている（自営業・個人事業主など）、又は会社役員の方はいますか	☑ いいえ	☐ はい　➡申込ナビP15をご確認の上、必要書類をご用意ください
⑪父母のうち、育児休業を取得している方はいますか	☐ いいえ	☑ はい　➡復職等について、下のA又はBを選択してください ☑ A　保育施設に入所でき次第、翌月の15日までに復職したい ☐ B　希望する保育施設等へ入所できない場合は、育児休業の延長を許容できるため、利用調整での優先順位が下がってもよい **※Bを選択した場合、審査の際に基礎点数を減算（-30点）します。** **※市外在住で藤沢市在勤の方については、Bの適用はできません。**
⑫事前見学・問い合わせ等をしていない希望施設がある（表面の希望保育施設欄に見学「□未」にチェックがある）方は、見学予定日などありましたら記入をしてください。	第1希望　　年　月　日 第2希望　　年　月　日 第3希望　2026 年 11 月 3 日 第4希望　　年　月　日 第5希望　　年　月　日	第6希望　　年　月　日 第7希望　　年　月　日 第8希望　　年　月　日 第9希望　　年　月　日 第10希望　　年　月　日

右側の項目に該当する場合は、それに付随する案内を必ず確認の上、必要箇所の記入や書類提出などをご確認ください。

出産予定がある方は、回答してください

父母のどちらかが不在である場合は回答してください

父母のどちらかが育児休業を取得している場合は回答してください

2　祖父母の状況（離別・死別等連絡が取れない状態の場合は氏名欄にその旨をご記入ください）

		氏名	生年月日	住所
父方	祖父	**鵠沼　ふじ太郎**	**1960** 年 **4**月 **4**日	☑ 同居（表面に記入してください）　☐別居（住所:　）
父方	祖母	**鵠沼　ふじ美**	**1960** 年 **5**月 **5**日	☑ 同居（表面に記入してください）　☐別居（住所:　）
母方	祖父	**辻堂　きゅん三郎**	**1960** 年 **6**月 **6**日	☐ 同居（表面に記入してください）　☑別居（住所:　**〇〇県◎◎市◇◇町◆◆番地**　）
母方	祖母	**辻堂　きゅん江**	**1960** 年 **7**月 **7**日	☐ 同居（表面に記入してください）　☑別居（住所:　**〇〇県◎◎市◇◇町◆◆番地**　）

教育・保育給付認定申請書　兼　保育施設利用申込書③

3－1　保育の必要性事由（保育認定を受けるにあたり、該当要件に✓を記入してください）

父	母	具体的内容
☑ 就労・就労内定	☑ 就労・就労内定	➡ 下記①就労・内定を記入してください
☐ 求職活動	☐ 求職活動	➡ 下記②求職活動を記入してください
☐ 就学	☐ 就学	➡ 下記③就学を記入してください
☐ 疾病・障	☐ 疾病・障がい	➡ 下記④疾病・障がいを記入してください
☐ 介護・看	☐ 介護・看護	➡ 下記⑤介護・看護を記入してください
	☐ 出産（産前産後休業後退園）	➡ 下記⑥出産・出産予定をご確認ください
☐ その他	☐ その他	➡ （　　）

父母の状況に基づいて記入してください（複数選択可）

3－2　保育の必要性事由（詳細）

3－1保育の必要性事由にて記入した内容に基づいて記入してください

	父	母
①就労・内定	就労先　名称：**株式会社☆☆　▼▼営業所** 住所：△△**県◇◇市○○区□□町◇◇番地**	就労先　名称：**株式会社☆☆　▼▼営業所** 住所：**神奈川県▼▼市□□町◇◇番地**
	就労証明書上の雇用期間等の開始日：☑ **2010**年　**4**月　**1**日から （ ☑就労（在籍）中　☐就労内定 ） ☐保育施設に入所でき次第直ちに就労開始	就労証明書上の雇用期間等の開始日：☑ **2013**年　**4**月　**1**日から （ ☑就労（在籍）中　☐就労内定 ） ☐保育施設に入所でき次第直ちに就労開始
	育児休業の取得（予定）時期：　年　月　日 ～　年　月　日	育児休業の取得（予定）時期：　年　月　日 ～　年　月　日
②求職活動	審査の結果入所できなかった場合の、求職活動の予定について ☐ 求職活動（又は起業準備）は一旦休止し、入所が決まり次第これらを開始（再開）する ☐ 求職活動又は起業準備を継続する ➡ ☐ 週（　）回程度、定期的にハローワーク等に通う ☐ 主に自宅で求職活動・起業準備をする（インターネット、求人誌等） ☐ 求職活動又は起業準備を完全に取りやめる	☐ 求職活動（又は起業準備）は一旦休止し、入所が決まり次第これらを開始（再開）する ☐ 求職活動又は起業準備を継続する ）回程度、定期的にハローワーク等 ☐ 主に自宅で求職活動・起業準備をする（インターネット、求人誌等） ☐ 求職活動又は起業準備を完全に取りやめる
③就学	就学先　名称： 住所：	就学先　名称： 住所：
	就学期間（予定）：　年　月　日 ～　年　月　日	就学期間（予定）：　年　月　日 ～　年　月　日
④疾病・障がい	病名・障がい名：	病名・障がい名：
⑤介護・看護	被介護（看護）者　氏名　介護（看護）者との続柄（　）	被介護（看護）者　介護（看護）者との続柄（　）
⑥出産・出産予定	入所後、産後休業取得後に退園となります（出産日の後8週目の ※出産要件として申込みをした場合、出産要件からの変更はできません	

就労証明書を参考に、就労開始時期及び育児休業期間を記入してください

申込児童が1人であれば、ここで申込書の記入は終わりです。

4　入所がかなわなかった場合の現時点での予定について（選考には影響しません）

- ☐ 父母が自宅で申込児童を保育する ➡ ☐ 育児休業を延長する　☐ 育児休業以外の方法で、希望の保育施設に空きが出るまで待つ
- ☐ 父母以外の親族が申込児童を保育する ➡ 保育者氏名（　　続柄：　　）　場所（　　）
- ☐ 認可保育施設以外の施設（利用予定施設名：　　）を利用する
 - ➡ ☐幼稚園　☐認定こども園（教育利用）　☐事業所内保育事業又は企業主導型保育事業（従業員枠）　☐その他の認可外保育施設
- ☐ 求職活動中の方 ➡ 3－2　保育の必要性事由（詳細）の②を記入してください
- ☐ （転園申請、又は転入予定の方）現在利用している認可保育施設を継続利用する
- ☐ 申込みを取り下げる（1確認事項の①で「いいえ」を選択するか、「はい」を選択した場合は別途取下
- ☐ その他（　　）

申込児童が複数人いる（きょうだいで申し込む）場合は、必ず次ページを記入してください。

同時に申込する児童が2人以上いる場合は、必ず裏面のきょうだいの申込み条件をご記入ください ➡

教育・保育給付認定申請書　兼　保育施設利用申込書④

5　きょうだいの申込み条件（次の表に従って、項目ごとに希望する内容について✓を記入してください）

【はじめに】

きょうだいの申込み条件の希望がない（きょうだいの入所順や同時入所・同園入所について希望がない）場合は、下の□に✓を記入してください。

↳　□　きょうだいの申込み条件について、希望はない（項目1～3の回答は不要です）

項目1	一番大事な希望を選んでください
	□A　必ずきょうだい同時期に入所したい　★
	☑B　必ずしもきょうだい同時期の入所でなくてもよい（きょうだい1人だけの入所でもよい）
項目2	同時期に入所できる場合の希望を選んでください　【項目1でAを選択→ここで終了】【項目1でBを選択→項目3へ】
	□C　必ず同じ園に入所したい　★
	☑D　別々の園でもよいが、できれば希望順位が下がっても、同じ園に入ることを優先したい
	□E　別々の園でもよいが、できればそれぞれの希望順位が高い園を優先したい
項目3	1人しか入所できない場合、どちらの入所を希望するか選んでください
	□F　必ず上の子を先に入所させたい　★
	☑G　必ず下の子を先に入所させたい　★

きょうだいで同時に申し込む場合

☆きょうだいの申込み条件の選びかた

★部分（A、C、F、G）は、絶対条件として守られます。それ以外は、仮定の条件であるため、各施設の空き状況や順位によっては、必ずしも選んだとおりになるとは限りません。

きょうだい同時申込みにもかかわらず未記入だった場合は＜同時期同園（A、C）希望＞として審査させていただきます。

◎記入例の場合

・「B」「D」を選択した場合、2人とも同じ施設で同時に空きがあるような状況であれば、同じ施設に2人そろって同時に入所することもあり得ます。

・「G」を選択した場合、下の子（藤沢きゅん奈）を先に入所させる」という条件は必ず守られます。つまり、上の子（きゅん介）だけがどこかに入所するという状況はなくなります。

・第1希望の藤沢保育園（希望の高い園）で上の子のみ空きがあり、第2希望の辻堂保育園（希望の低い園）で上の子にも下の子にも空きがあるという状況にあれば、「D」の条件が守られるため、2人とも辻堂保育園に内定します。ただし、藤沢保育園に上の子のみ、辻堂保育園に下の子のみ空きがあり、第3希望の鵠沼保育園に空きがない場合は、それぞれ別々の園に内定となります。

◆回

◆希

◆未

◆き

申込

出く

・入

・入

◆育

父

に父

い。

◆小

・**小規模保育施設卒園児と、その下のきょうだいとで同時に申込む場合**

きょうだいの申込み条件は、**「項目1はB、項目3はF」を選択してください。**それ以外の選択肢（AやG）を選んだ場合は、小規模卒園児が入所保留となる可能性があります（小規模卒園後の預け先をご自身で確保する必要があります）。

・**小規模保育施設卒園児と、その上のきょうだいとで同時に申込む場合**

きょうだいの申込み条件は、**「項目1はB、項目3はG」を選択してください。**それ以外の選択肢（AやF）を選んだ場合は、小規模卒園児が入所保留となる可能性があります（小規模卒園後の預け先をご自身で確保する必要があります）。

保育施設利用申込みの児童調査書①

保育施設利用申込みの児童調査書

記入日：　2026　年　10 月　5 日

お子さまの健康状態についてお尋ねします。各問いについては□にチェックを、内容等についてはご記入ください。
※調査書の内容は、お子さまを安全に保育するため保育施設に情報を提供いたします。

ふりがな 児童名	ふじさわ　きゅんすけ 藤沢　きゅん介	2024 年 7 月 1 日 （ 2 歳 3 ヶ月）

持病やアレルギーなどで保育施設での特別な対応を必要とする場合は、必ず申込み前に希望保育施設へ相談・見学をしてください。

≪確認事項≫次の項目についてご了承の上、□にチェックをお願いいたします。

☑ 児童の健康や発達の状況により、特別な配慮が必要な場合は、保育課から保育施設に対し、その確認を行う場合があります。
☑ 保育施設の状況によっては、児童を受け入れできない場合があります。
☑ 本書をご提出をいただいた後、大きな病気等が見つかった等、児童の状況に変化がありましたら。
☑ 申し出の内容が事実と異なった場合は、判明した時点で内定および入所を取り消すことがあります。

←の全ての項目に☑を入れてください。
その後、↓の署名欄に署名をしてください。

※詳しい状況を確認するため、母子手帳や検査結果資料等のご提示をお願いすることがあります

保護者署名　藤沢　きゅん子

保護者署名　藤沢　きゅん太

※ひとり親家庭の場合はどちらか一か所記入

1 出生時の状況および発育の具合についてお聞かせください。

【出産時】

出生歴（第 2 子）　分娩（正常・異常）　在胎週（ 40 週）

出生時の体重（ 3000 グラム ）　出生時の身長（ 50 センチ ）

【現在】

現在の体重（ 11.3 キロ ）　身長（ 86 センチ ）　計測日　2026 年 9 月 10 日

2 健康診査や予防接種についてお聞かせください。

(1)これまで受診した乳幼児健康診査に✓をつけてください。

☑ 4か月児　☑ 9･10か月児　☑ 1歳6か月児　□ 3歳6か月児

(2)定期予防接種を受けていますか。これまでに受けたものを教えてください。

☑ B型肝炎　☑ 小児用肺炎球菌　☑ 4種混合･ヒブ(又は5種混合)　☑ BCG　☑ ロタ
☑ 麻疹･風疹(MR)　☑ 水痘(みずぼうそう)　□ 日本脳炎　□ その他(　　)

●対象月齢に達しているにもかかわらず接種歴が無い場合　→　**今後受ける予定が(□有 ・ □無)**

※対象月齢に達しているにも関わらず受けていないものがある場合、保育施設は集団生活の場になるため、本人又は他の児童への感染症予防の観点から保育施設によっては入所保留の可能性があります。

3 発達･発育についてお聞かせください。

(1)現在、発達･発育に関して相談したり、指導を受けたりしていますか。

☑ 無
□ 有(下の項目に回答してください)　※内定後の面談結果によっては体制が整うまで入所保留となる可能性があります。

相談をしている又は指導を受けている施設名		利用頻度	(　　)年･月･週 に (　　)回
施設利用内容	(発達相談に行っている、療育プログラム		
保育園(集団生活)の中での特別な対応	□必要はない　□必要である		

特別な対応を希望する場合は、「児童状況票」のご提出をお願いいたします。

「必要である」にチェックした方は、希望する保育施設へ事前見学・事前相談の上別紙「児童状況票」(市ホームページに掲載)のご記入・ご提出をお願いいたします。
※内定後の面談結果によっては受け入れ態勢が整うまで入所保留となる可能性があります。

(2)お子様のご状況についてお聞かせください。

・いつ頃、歩き始めましたか(　12　ヶ月頃)　※歩き始めがまだの場合どんなこと　さい)
(□ 首すわり　□ お座り　□ ハイハイ　□ つかまり立ち　□ つた
・手足をよく動かしたり、物を見つめたりしますか。　☑はい　□いいえ(　　)
・あやすと笑いますか。　☑はい　□いいえ(　　)
・音に反応したり、声がする方を向いたりしますか。　☑はい　□いいえ(　　)
・物をつかむことはできますか。　☑はい　□いいえ(　　)
・名前を呼ぶと反応がありますか。　☑はい　□いいえ(　　)
・つかまり立ちをしますか。　☑はい
・まねっこ(動作や言葉をまねる、ばいばい等)しますか。　☑はい　□いいえ(　　)

完全にはできていなくとも一部はできている、などの場合は、(　　)にその程度を記入してください。

裏面に続く

保育施設利用申込みの児童調査書②

・大人の言うことがわかりますか。	☑はい	□いいえ()
・会話はできますか。	□はい	☑いいえ(**2語文程度であれば話すことができます。**)
・発音ははっきりしていますか。	☑はい	□いいえ()
・自分の物と他人の物の区別ができますか。	☑はい	□いいえ()
・体重は増加していますか。	☑はい	□いいえ()
・これまで家庭以外での集団生活をしたことはありますか。	□はい(利用していた又は利用中の施設:)	
	☑いいえ	

4 アレルギーや、園での食事対応についてお聞かせください。

(1)食物アレルギー・その他のアレルギーはありますか。(宗教上の理由で摂取ができない場合もご記入ください)

□ 無

□ 不明 ⇒ □卵 □牛乳 □大豆 □小麦 □そば □その他()

☑ 有 ⇒ ☑卵 □牛乳 □大豆 □小麦 □そば □その他()

(2)アレルギー「有」と回答した方にお伺いします。

・医師の診断に基づいていますか。

☑ 基づいている □ 基づいていない

・摂取(接触)したときのアレルギー症状はどのようなものですか。

食べた後、口の周りに発疹ができる。

・これまでにアナフィラキシーショックを起こしたことがありますか。

□ はい(時期:) ☑ いいえ

・エピペンはお持ちですか

□ 持っている ☑ 持っていない

・入所後、保育施設の状況により、必要に応じてご家庭でアレルギー対応のお弁当を登園の際に毎回持参することは可能ですか。

☑

・保育園で食事をとる際などに、除去等の特別な対応を必要としますか。

☑ 対応が必要 □ 対応は不要

→・希望する除去内容について、具体的な内容をご記入ください(卵)。

(摂取可能な量や除去の程度、調味料除去の必要があるかなども含めてご記入ください)

1日あたり全卵2分の1までの摂取制限を受けているので、家庭ではその範囲内での食事を出しています。給食でこの制限を超える場合は除去を希望します。調味料については通常どおりで大丈夫です。

かかりつけの病院からどのような指示を受けているのか、家庭ではどの程度除去を行っているのかを記入してください。(調味料や混入程度であれば許容できるのか)

・希望する保育施設へ、上記の除去対応内容についての確認をしていますか。

☑希望する保育施設全園に確認している □一部保育施設のみ確認している □まだ確認をしていない

対応内容について、必ずすべての保育施設へ電話等での確認をしてください。

5 その他の大きな病気や慢性的な病気などについてお聞かせください。

(1)大きな病気や慢性的な病気などで通院や治療を受けている、または入院歴はありますか。

□ 無

☑ 有 ⇒ 2025年 8月 10日から □ 入院中 □ 通院中 ☑ 服薬中 □ 経過観察中

(2)大きな病気や慢性的な病気、入院歴「有」と回答した方にお伺いします。

・病名(**急性中耳炎**) 病院名(**▼▼クリニック**)

・症状(**右耳の炎症による痛み**

・入院 年 月 日から 年 月 日まで

・通院 ()年・月・週 に ()回

・服薬 ☑飲み薬 □塗り薬 □その他 名称()

・上記に対し、保育園を利用するうえで、特別な配慮や対応を必要としますか。

□ 対応が必要 ☑ 対応は不要

→・希望する対応内容について、具体的な内容をご記入ください。

※原則として、保育施設での投薬行為や医療行為をすることはできません。

具体的な対応が必要な場合は、何をどの程度、どのような頻度で対応を希望しているのかを記入してください。
また、対応希望内容が医療行為にあたる場合など、保育施設が対応できない可能性があります。
必ず保育施設へ事前見学・事前相談をしてください。

・希望する保育施設へ、上記の希望する対応内容についての確認をしていますか。

□希望する保育施設全園に確認している □一部保育施設のみ確認している □まだ確認をしていない

対応内容について、必ずすべての保育施設へ電話等での確認をしてください。

6.入所後の集団生活等にあたり、健康状態でご心配などありましたらご記入ください。

令和9年度保育施設利用申込受理通知

令和9年度保育施設利用申込受理通知　裏面あり　No.

注意事項

・「保護者記入欄」をご記入ください。なお、申込み受付後に保育課より本通知を保護者に返送することにより、控えの発行といたします。
・記入・提出がない場合（郵送申込は返信用封筒の提出がない場合も含む）、本通知の保護者控えの発行・返送はできません。
・郵送申込に関する到着確認の問い合わせは、原則受付できません。
・受付後、提出書類の返還やコピーの交付を行うことはできません。
・「※」の付いている書類は申込みに際し、最低限必要な書類となります。書類の不足、不備がある場合は、審査対象外となります。
・受付後、申込み要件に満たないことが発覚した時点で審査対象外となる場合があります。
・不足・再提出書類について各入所希望月の締切日（必着）までに提出がない場合は不足のまま審査します。その際、減点して審査を行う場合があります。

【令和9年度4月申込時の注意】
・4月1次申込みの不足書類追加提出・再提出書類受付期限は、2026年11月13日（金）必着です。
・令和9年度4月（1次・2次）希望で出生前申込みをした場合、当該児童出生後、すみやかに児童調査書及びマイナンバー確認書

保護者記入欄

藤沢市長　宛　　次の児童について、認可保育施設申込書類を提出します。

収受印

保育の開始希望時期	年　月　日 ※申請書のとおり
保護者（代表者）氏名	（児童との続柄：　）

児童氏名	生年月日	
（ふりがな）	年　月　日	下は申請書のとおり）
（ふりがな）	年　月　日	下は申請書のとおり）
（ふりがな）	年　月　日	下は申請書のとおり）

全ての欄をご記入ください。
なお、収受後の全ての申込書類について、コピー等のお渡しはできません。
この申込受理通知のコピーを保護者の方へお渡しすることが、申込の控えになります。
申込内容をすべて控えたい場合は、必ずご自身で申込書類全てのコピーを申込前におとりください。

市使用欄

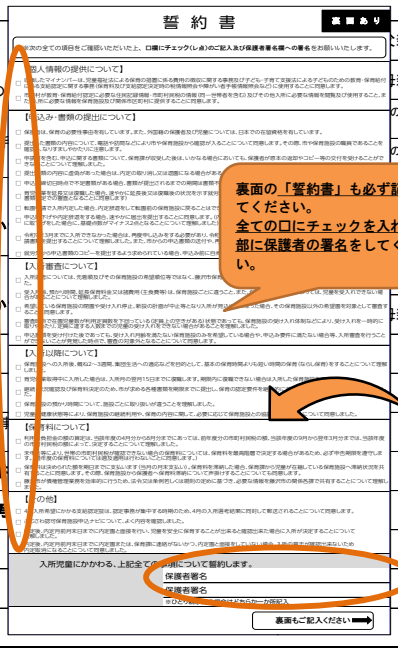
年　月　日	サイン：

※不足、要再提出にがある場合、各入所希望月の締切日（必着）までに書類の提出が必要です。

保護者　様　　次のとおり、申込書類を収受しましたので、申込控えとして通知します。

	提出状況 収受	不足	要再提出	追加提出・再提出日
教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書　※				／
保育施設利用申込みの児童調査書　※				／
誓約書　※				／
代表者の本人確認書類（写真付き）　※				／
マイナンバー確認書類（家族全員分）				／
返信用封筒（郵送申請）				／
保育の必要性事由を証明する書類：1 就労証明書 2 就労状況説明書 3 確定申告書 4 商業登記簿謄本等の 5 母子手帳の写し 6 診断書 7 障がい者手帳・療育手帳の写し				／
令和8年度住民税所得・課税証明書 ※2026年1月2日以降に藤沢市に転入、か				／
令和9年度住民税所得・課税証明書 ※2027年1月2日以降に藤沢市に転入、か				／
児童本人の保育証明書				／
きょうだいの保育証明書				／
ひとり親世帯：1 戸籍謄本の写し（全部 2 受理証明書				／
保育園（幼稚園）等の就労に関する誓約書				／
保育士証又は幼稚園教諭普通免許状の写				／
転入・転居に関する申立書				／
転入・転居先の詳細を確認できる書類				／
その他（				／

市使用欄には何も記入しないでください。


誓約書　裏面あり
裏面もご記入ください

裏面の「誓約書」も必ず記入してください。
全ての□にチェックを入れ、下部に保護者の署名をしてください。

裏面もご記入ください